

平成28年6月10日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年6月10日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集頂きまして誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、小川保君、10番、尾崎忠義君を指名致します。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁合わせて45分以内となっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

はじめに、熊本地震で被害にあわれた方への哀悼の意を表し、そして被災されて亡くなられた方へのご冥福をお祈りいたします。

それでは質問させていただきます。

質問は「P F I 事業に際しての今後の取り組み」について。

P F I 事業に関して、平成15年に「契約に関するガイドライン」が公表され、P F I 事業契約については、施設の設計・施工、維持管理業務を主たる内容とした事業を想定しておりますが、これら以外の業務を含むP F I 事業において生じている様々な課題に対しての考え方は未だ十分に示されているとは言えない状態であります。

特に、公共施設運営権については不透明な部分が多い制度に見えるのが現状であります。

利用者をはじめとする関係者に活用の意義を説明する上で、大きなマイナス材料になっております。

その為、P F I 事業契約事前には、契約に際し、規定の考え方の整理をしっかりと行い、様々な諸問題に関しての取りまとめを行っていただければなりません。

広域での協同での事業であれば綿密な事前協議というのも重要であります。他にも、今後本町でもPFI事業として検討・取り組む事業があると思われるので、次の質問をいたします。

一つ、官民、広域協働事業であるがための連携と対策。

今回、本町でも取り組み検討している、広域協働事業は、広域であり民間事業者の相互間での相違点を理解した上でコミュニケーションを図り、お互いに協力し合うことが何よりも重要であり、それらが担保とされるような仕組みなどを作成する必要がありますが、どの様な対策をお考えですか。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員ご質問のうち1点目「官民、広域協働事業であるがための連携と対策」につきましては、お答えをしております。

広域行政の事務の共同処理を行う場合には、その組織作りが重要だと考えております。

現在行われている事務の共同処理は、地方自治法に基づくものと、そうでないものに大別でき、地方自治法に基づくものは、法人格の有無によってさらに二つに分かれており、法人格を有するものが、「一部事務組合」「広域連合」などの5種類であり、法人格を持たないものが、「事務の委託」「機関等の共同設置」「協議会」の3種類であります。

また、近年増加傾向にあります、地方自治法に基づかない事務の共同処理としましては、職員の相互併任や協定によって事務の共同化を図るものや、民事上の契約行為によるものなど、団体間の任意の協力によるものがあります。

平成26年7月1日現在の地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べによりますと、事務を共同処理している総件数は8,236件で、関係団体数は述べ21,256団体であります。

また、共同処理の方式別の活用状況といたしましては、事務の委託が最も多く、以下、一部事務組合、機関等の共同設置、協議会などです。

このような、多様な制度の中から、事業及び地域の実情や事務の性質などの状況に応じて、最適な手法を選択していくことが、冒頭に述べましたとおり重要であり、適切な組織体制を構築することにより、官民共同事業を行う際にも、事業者に対するモニタリング及び、リスク管理などが的確に行え、議員のご質問にもありますように、官民相互間での相違点を理解した上でのコミュニケーションが図られることで、公共資金の最も効果的な運用が出来るものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、質問の中にそれぞれが担保を担うことについて答弁には少し表現されておりましたが、担保とはそれぞれが具体的な契約条項を明確にして、それぞれの立場で責任を負うことではないでしょうか。

次の項目で触れますので、回答は結構です。

続きまして、2問目、契約時、契約当事者間の利害の調整。

契約内容の不明確な部分や、不明瞭な表現があれば、その契約は完璧ではありません。

契約終了後、相互間で利害の食い違い、思い違いなど双方で理解や認識にギャップが生じると思われますが、利害の調整はどの様にお考えでしょうか。

政策企画課長（河田 数明）

只今の「契約時、契約当事者間の利害の調整」のご質問につきまして、答弁をさせていただきます。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」のなかで、事業契約において様々な留意点が記載されており、事業契約は、選定事業に係る責任とリスクの分担、その他事業契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、あいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めることとあり、契約時において内容の不明確な取り決めをしないことが基本であります。

また、今後の利害の食い違い等についても、適切なリスク対応方法としてリスク分担の明確化や、事業契約若しくはその規定の解釈に疑義が生じた場合や、規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続き、その他の措置についても、具体的かつ明確に規定することが方針に示されております。

しかしながら、契約後の利害に食い違いが生じた場合は、事業者に一方的な負担が生じることがないように協議する中で、それぞれの適切なリスク分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われるように、解決していくものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今答弁で、担当課長がさらりと答弁されましたが、その利害への項目や諸条件の細部にわたる記載は非常に難易度が高く、難点があります。

慎重に審議検討し、内容、項目等に漏れがないようお願いいたします。

決して管理者等の内部での意思の不統一により、混乱の生ずることのないようお願いいたします。

それでは3点目の質問にまいります。

契約の柔軟性の確保と契約内容の明確化。

P F I 事業において長期的な運営期間中に、当初定められた前提条件などの環境が大きく変化する場合、状況変化に合わせ契約内容の変更が必要とされますが、その場合はどう対応されるのかをお伺いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

只今の「契約の柔軟性の確保と契約内容の明確化」のご質問につきまして、答弁をさせていただきます。

契約時の業務内容を変更する場合には、事業者と協議・調整する必要があり、変更内容によっては違約金が発生する場合も考えられます。

PFI事業契約の事業期間は長期にわたるものであるため、契約期間を通じてお互いの権利義務を固定することが本来の目的であります。当初定められた前提条件が大きく変化する場合に備えて、柔軟に対応できる内容である必要があります。

そのためには、後で変更のないように、コストに直接影響する事業要求水準が明確に記載されていること、また、事業の性質に応じて公平で透明性の高い変更手続きが規定されていることが必要であり、変更の手順は事業類型及び、サービス内容により異なってまいります。

なお、どのような変更でも許されるわけではなく、契約の目的から大きく乖離しないよう、さらに変更に関する合意を、契約条件変更として文書化しておくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁の中の契約の目的から大きく逸脱しないよう歯止めと変更に関する合意を契約諸条件変更として文書化しておくことが重要であり、まさにその通りだと思いますが、P F I 事業契約においては発注者が建設する施設のサービス内容と水準を掲示し、受注者であるP F I 事業者は発注者から掲示されたサービス内容と水準に適合し、施設を建設及び運営維持管理することになります。

しかしながらP F I 事業者はサービス内容と水準に適合する範囲であれば、詳細を変更してもよいと曖昧な表現がございますので、そこが不具合の種となり問題を発生させる原因であります。

留意のほどよろしく願いいたします。

続きまして、4点目の運営権についての取り決めについて。

運営権については、より高い公共性である為、ノウハウ、経験を有するため、様々な民間企業と連携を図る必要性があります。しかしその反面では、取り決めなど重要なところをコンサルなどに任せただけで、認識しない場合

があり、後でトラブルなど発生するリスクがありますが、その様な事態にならない為方策が必要ですがどのように対策いたしますかお伺いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

只今の「運営権についての取り決め」のご質問につきまして、答弁をさせていただきます。公共施設等の運営にあたり、利用料金の決定等を含む民間事業者による自由度の高い事業運営を可能にするため、PFI法が平成23年に改正されたことにより、運営権制度が創設され、公共施設のうち、利用料金を徴収する施設には、公共施設等運営権を設定できることとなっております。

公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、既存の施設においても新設の施設においても設定が可能となっております。

運営権に関する実施方針の策定については、コンサルに任せるのではなく、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、運営事業の事業内容の検討を行い、順次詳細化して補完していくなどの留意が必要であると考えております。

また、運営権制度の適用対象となる公共施設等は、利用料金を徴収するものに限られており、施設の利用に係る料金が想定されていない庁舎等は適用対象にはなっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

3点目の質問と同じく、サービス内容と水準に適合という形での解釈で、運営権による食い違いのないようお願いしたいと思います。

次は5点目の質問に入ります。

P F I 事業問題発生の原因について参考は。

他の市町でP F I 事業に際し問題が発生し、原因について考察をされており原因究明やその後の経過などを聞き参考にする事は必要ではないのでしょうかお伺いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

只今の「PFI事業問題発生の原因について参考」のご質問につきまして、答弁をさせていただきます。

平成28年3月31日現在での内閣府公表による実施状況は、527件となっております。

実施件数が増えていく中で、問題も発生し事業の契約解除や廃止した案件も公表されております。

その中で、過去の公民連携事業の失敗事例は、次の6つに大きく分類されてお

ります。

一つ目といたしましては、目的設定自体が失敗しており、事業実施以前の問題である目的設定の失敗。

二つ目といたしましては、役割分担が過度に行政に寄っており、民の知恵が発揮される部分が極端に小さく、VFMがほとんど出ていない、行政へのアンバランスの失敗。

三つ目といたしましては、役割分担が過度に民に寄っており、事業リスクが過大になり、事業破綻の可能性がある、民へのアンバランスの失敗。

四つ目といたしましては、事業者選定プロセスに競争性がない、非競争の失敗。

五つ目といたしましては、目的が正確に募集条件に反映されていなかった為、当初目的が達成されない、メッセージの失敗。

六つ目といたしましては、定められた契約を履行しないので失敗する、ガバナンスの失敗であります。

以上のような失敗の事例、また、近隣の町で発生いたしました例におきましては、第三者委員会で、品質問題発生の原因についての考察がなされ、今後のPFI事業推進における提言がなされており、原因は、施設建設の管理体制の不備にあり、その責任は受注者にあることは明らかである一方、発注者側にも施設建設のマネジメント技術を備えた専門職員がいなかったといった問題もあるとされています。

しかし、問題の発生の最大の原因として「各担当責任者の連絡・報告体制の不備」が指摘されており、その後の対策として運營業務の成果を常に評価する「セルフモニタリング」及び、各業務の報告書及び実際の業務実施状況を検査する「モニタリング」並びに、要求水準を指標化した「KPI」など、このような日々の小さな業務遂行の積み重ねこそが大きな成果となり本事業の目的が達成できるとまとめられております。

このような原因や過程、またその後の対策について、他市町の事例等を考察することは重要な資料となると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、近隣の町の問題発生の原因についての考察はかなりの広範囲による見解のもとに分析や解析が終わり、原因と対策が出ております。

PFI事業は、民間のアイデアや手法の改善などメリットが非常に大きく、今後地方の自治体でも行政コストを低減する上で、大変重要な策であると思われませんが、まだPFI事業は取り決めする詳細、契約などに不十分や不明

瞭な部分が多く失敗という大きなリスクが伴います。

いわばもろ刃の剣でありますので、難点は研究、検証の上で必ず成功するようにお願いいたします。

これはほとんどの町民の願いでありますので、何卒よろしく願いして次の質問に入ります。

次の質問は、「災害備蓄品」について。

4月14日に発生した震度7の熊本地震の状況は、今も新聞、テレビなどで報道され、避難所での住民の苦しみや、不便さが痛いほど伝わって参ります。

避難所の不便さは過去に何度も報道されて参りました。

今まで震度6弱を超える地震はこの10年間で13回もあり、それによる住宅の全壊、半壊により住民は避難所での生活を余儀なくされて参りました。

また自然災害による土砂災害、洪水など家の倒壊等で非難する事態も忘れてはならない事であります。

そのたびに避難所での住民の苦痛や、不便さを私たちは報道を通じて実感して参りました。

当然、過去の避難所で何が必要で大切な物は何かという事は、充分把握され検討、準備、備蓄されていると思われまますので、今回次の質問を致します。

本町での災害備蓄品についてお聞きいたします。

一つ、備蓄品の数量についてと、使用期限付きの備品の取り扱いについて、答弁をよろしくお願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

古川議員ご質問の「災害備蓄品について」のうち、「備蓄品の数量についてと、使用期限付きの備品の取扱について」でございますが、備蓄品は現在多度津中学校の備蓄倉庫、福祉センターにて保管しており、使用期限がある備蓄品については、食料関係と医薬品関係に分類されます。

食料関係では、乾燥米を1,750食、お粥は500食、保存パンは96食、調製粉乳（子供用粉ミルク）は約5kg、レトルトの副食は550食、缶詰は570食、その他食料を420食、及び飲料水360リットルとなっております。

また、医療品関係では、救急箱を含めた医療品セット50セット、このセットの中身につきましては、体温計、血圧計、聴診器、冷却シート、冷却スプレー、消毒用アルコール、滅菌ガーゼ、感冒薬、サージカルガウン、大人用・子供用マスク、生理用食塩水などとなっております。

これらの使用期限のある備蓄品につきましては、計画的に買い替えを行っており、使用期限前に町内自主防災組織等に提供し、防災訓練に役立てていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、備蓄品の使用期限付きの取り扱いについてですね、やはりこれらの食品、また医療用器具についても使用期限とか賞味期限等がございます。

それは、やはり取り替える為にそれを棄却とかそういうふうなことで非常にもったいないというところがございますので、それを消費期限が過ぎる前に何か有効利用の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目の住民が必要とされる備品のリサーチはどの様にしているのかお伺ひいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただ今ご質問の「住民が必要としている備品のリサーチはどのようにしているのか」とのことでございますが、町独自といたしましては特にリサーチは行なっておりませんが、過去に起きた災害の実績から、国及び県が必要と想定する必要最低限のものを備蓄しているのが現状でございます。

以上答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも2点目の質問に対しての要望事項ですけれども、やはり避難所で必要とされる備品については今まで10年間の地震によって避難所で暮らした方達の意見とかそういうものがインターネットを開けばいろんな部分で記載されております。

やはりその方達にとっては、その時にそのものが本当に必要であったと痛切に訴えているものがありますので、それについては本町でもそういうものを備蓄するというか対象にしていただきたいと思います。

次は3点目の質問に入らせていただきます。

当局で考える備品の項目種類をお伺ひいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただ今ご質問の「当局で考える備品の項目種類」についてでございますが、先ほどお答えしましたように、食料関係及び医療品関係のものについて、必要最低限のものは備蓄しております。

先ほどご説明した備蓄品以外に生活用品類、トイレ用品類、資機材用品類、その他備蓄品を備蓄しております。

生活用品類といたしましては、毛布、簡易毛布、エアマット、ブルーシート、おむつ（大人・子供用含めて）、生理用品、タオル、トイレットペーパー、食器セットを備蓄しております。

トイレ関係用品類では、簡易トイレ、組立式マンホールトイレ、携帯用トイレを備蓄しております。

資機材関係用品類では、給水袋、車載用ウォータータンク、災害時公衆電話、テントを備蓄しており、その他備蓄品といたしましては、多機能ランタン、土のう袋、ハンドメガホン、安眠セット、避難所用アルミシート、幼児用サークル、幼児用絵本等をそれぞれ備蓄いたしております。

しかし、アレルギー対応食や、医薬品など町では十分な備蓄ができていないものもありますし、備蓄できる量にも限りがございますので、アレルギー対応食や、医薬品、食料や飲料水などについては最低3日分は備蓄していただきたいということを、防災研修会等を通じて住民の皆様にお伝え、またお願いをしているところでございます。

以上ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

実はですね、私も災害の時、長期の避難所で必要な備品というものは調べてまいりましたが、その他に子どもの為のおやつとかそういうものが必要だと。

それにはわけがありまして、やはり長期にわたって避難所の中で大勢の方がその1カ所に留まりますから、子供の泣き声とかまたその他の人の咳とか非常に気になるわけでございますが、やはりその方がお互いに身を寄せ合いながら避難所で暮らすということは、やはり気がつかない所のものが必要になると思います。

ですから、その避難所で過ごした方達の声聞きまして、それを反映するようをお願いしたいと思います。

本町でも、町の職員が元気に出向き、そういうふうな体験をしております。

ですからその体験を通じて、必要と思われるところっていうのは、その体験を活かして、今後の備品の備蓄に反映していただきたいと思います。

これで8番、古川幸義の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって、8番古川幸義議員の質問は終わります。

次に、11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

11番渡邊美喜子、一般質問させていただきます。

1点目のその1は学校給食センターについてであります。

学校給食の充実を求める署名活動（1市2町の共同学校給食センターの建設反

対)の署名を行い、短い期間ではございましたが約3,000名となり、4月28日に町長に第1回目の署名を提出いたしました。

そしてメンバーがそれぞれ町長に提言、質問を行いました。

その中である女性の方が「今は約3,000名の署名ですが今後5,000名、6,000名となっても1市2町の共同給食センターの建設の考えは変わらないのでしょうか。」の質問に町長は「変わらないです。」とはっきりと言われました。

この署名は町民の皆さんの声でもあります。

その後6月5日、第2回目の署名を約900名、提出いたしました。

総数は、3,900名であります。

そこで町長に質問いたします。

1筆1筆の署名について町長はどのように受け止めていただいたのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

町長 (丸尾 幸雄)

渡辺美喜子議員「学校給食センターについて」のうちの「1筆1筆の署名についてどのように受け止めたのか」とのご質問にお答えをしております。

今回いただきました「学校給食の充実を求める署名」につきましては、貴重な意見として受け止めておりますが、1市2町の共同学校給食センター整備事業につきましては、平成25年度より導入の可能性について協議を行ってきたものであり、その間には、単独で行った場合の建設用地・建設費及び運用費との比較についても検討してまいりました。

その結果、町単独で整備を行うより、1市2町で整備するほうが有利という結論となり、本年3月31日開催の総務教育常任委員会において、その方向性についてご審議をいただき、採決の結果、了承を得たところであります。

今後とも、様々な機会をとらえて、住民の皆様にご説明してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邊 美喜子)

ご答弁ありがとうございます。

町長は、貴重な意見ということで受け止められていると。

実は総計3,900名の熱い思いでございます。

子ども達の心身、育成にも大きな影響があります。

これは町全体的に、また町長をはじめ執行部の皆さん、また議員も含めてこの署名については、いっそう真摯に受け止めなければならない、そのように思っております。

これは要望ということにさせていただきます。

それでは次に入ります。

出席したほとんどのメンバーが町の方針と町民の考えに隔たりがあるのでは

と感じ、その後独自で町民の皆さんに緊急アンケートを行いました。

その結果、回答総数203通、その内容であります、「1. 給食センターの統合について知っていますか。」

はいと答えた人が92通45%、いいえが109通54%、回答なしが2通でありました。

「どこから知りましたか。」、「チラシや新聞で知りました。」203通100%でございます。

「学校給食の運営方式について関心がありますか。」はいが183通90%、いいえが13通6%、回答なし6通、両方1通でございます。

「学校給食に関して町に望むことはどれですか。」ということで、3点まで選択可ということで、%の多い順に申し上げます。

1. 地産地消、地元食材の活用、128通63%、2. 温かい給食を提供する、123通61%、3. 町単独での給食センター維持、99通49%、4. 小・中学校が避難所になった時の炊き出しが行えるようにする、87通43%、5. 食物アレルギーへの対応、53通26%、6. 食についての教育（食育）、46通23%、7. 学校ごとに調理場がある自校調理方式への切り替え、29通14%、8. 栄養士の各校配置、19通9%、9. 大規模センターからの配送方式、8通4%、10. その他、32通などです。

このアンケートについての結果を通して町民の皆さんの生の声を聞いたように思いました。

そこで質問いたします。

これから給食センターを建設するにあたり、このアンケートの内容を反映していただければと思いますがいかがでしょうか。

幼小中学校の保護者の皆さんには共同学校給食センターについての説明はされたのでしょうか。

ご答弁をよろしく願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「これからの給食センターを建設するにあたり、アンケートの内容を反映して頂ければ」とのご質問については、私の方からお答えいたします。

これからPFIによる事業者を募集するにあたり、実施方針の作成や要求水準書を作成する必要があります。

その際に参考となる事項については反映させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「幼・小・中学校の保護者の皆さんには共同学校給食センター

についての説明はされたか」とのご質問にお答えいたします。

これまでの経緯、これからの方向性につきましては、町民全ての皆さんにお知らせするということを主願にして、町のホームページ、また6月の町広報に掲載させていただいておりますが、幼・小・中学校の保護者の方々への説明につきましては、町PTA連絡協議会総会や学校給食会等の会合を捉えて説明させていただいております。

今後も、様々な会合を説明の機会と捉え、説明を続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

最初の質問に関しましては、次の質問とダブる部分がありますので、その折に再質問をさせていただきます。

それで、幼・小・中の保護者の皆さんのということなのですが、本当に早く説明っていう部分は、状況なんですけど決まってからじゃなくって早めにと、何事もこういう学校給食センターということで、話が出た時点でこういうふうになっていきますというのを、お知らせすべきではなかったのかなというふうに思っておりますし、今私は会合という部分で説明しますということなんですけども、幼・小・中、「学校便り」とかそういう部分がございますので、それも一緒に添付すると詳しく書いてお知らせをするという意味でそういう部分も口頭で説明も聞いても中々きちんとした形で伝わらない誤解するという部分もあろうかと思っておりますので、やはり文章でお手紙を配布するという形をしていただければすごくいいんじゃないかと思っておりますがいかがでしょうか、質問ですが。

教育長（田尾 勝）

ただ今の渡邊議員の質問に対して回答します。

今提案された内容ですけども、現段階では学校長を通じて口頭で話をするというような状況でしたので、今、渡邊議員さんが述べられたように紙面を通じて学校を通して保護者の方々にお知らせするというのもしていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議員（渡邊 美喜子）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

その2の質問なんですけど、5月31日の四国新聞に善通寺、琴平、多度津の給食センター19年度秋運用へ整備すると掲載されてありました。

民間資金活用による社会資本整備（PFI）方式で整備するとありましたが、いくつか疑問な点があります。

そのひとつが、まんのう中学校校舎、スポーツセンターまんのう、町立図書館、プールの付属棟、駐輪場など多くの設計図において構造計画書より異なる設計の無断変更は契約不履行であり、なんと150カ所以上の無断設計変更が発覚し、まんのう町PFI事業問題第三者検討委員会を立ち上げ、厳密な精査を実施したそうですが、絶対あってはならないことでもあります。

全国的に見た場合、失敗事例も出ております。

原因は複合的なものと考えられますが、主因は採算性の見通しの甘さにあると聞いております。

この点について町はどのように認識されていますか。

お答えをお願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「PFI事業での失敗の主因は採算制の見通しの甘さにあると聞いていますがこの点について町はどのように認識しているか」とのご質問にお答えいたします。

PFI事業での市町が留意すべき点として、事業を実施する特定目的会社、SPCを監視するシステムを構築することと、PFI事業者とのリスク分担を適切に設定することが大切だと考えております。

今回の事業においては、実施市町と専門の業者による監視を実施いたします。

また、リスク分担については、本来、公共団体が負うべきリスクを事業者に負わせるようなことになると、結果的に事業費の増加や応募者が見込めなくなる場合もあるため、適切な民間事業者とのリスク分担に努めます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

PFIということで、実はですね、まんのう町のある議員の方にお話を聞きに行っていました。

なぜまんのう町はこういうことが起きたのか、第2のまんのう町にならない為にもお話を聞く必要があると思いますので聞いてまいりました。

やはりPFIということに對しまして、SPC、PFIの事業者ということなんですけども、やはり業者丸投げという部分でPFIに對しての知識が不足してたんじゃないかと今になって考えますとそうだったと思いますということでは言われておりました。

やはり町がどこを監督しなかったことが主な原因であるということでは言われておりました。

そこで思うんですけども、どんなチェック体制をとるのかとか、どうしてこのようなことが起きてしまったのか、もう分析等もしておいでだと思います

が、二度と起こってはいけない為にも、町がSPCに対して監督できるかどうか、ここがポイントであるということも言われておりました。

今、課長さんの答弁の中におきましてもしっかりと事業においては、実施資料、市町と専門の業者による監視を実施いたしますとありますが、専門の業者、これ初めて私耳にする言葉なんですけども、私の勘違いかも分かりませんが、この専門業者ということにつきまして説明をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

ただ今の渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

専門業者と申しますのは、私ども町で単独で発注する場合でも、監督業務というのをコンサルタントに発注しております。

それは町にも技術者はおりますが、大きい工事になりますと全ての分野の知識が必要になります。

その分野を補っていただく為にコンサルタントを業者に委託するもので、今までにやったことのないものではございません。

また、それにもう一つ先程からお話出ておりますリスク管理、及び、言葉が出てきませんが、業者を評価する機関でも民間の手を借りて行っていくだろうと考えております。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

それこそ、こういったことにならないようにぜひとも、チェック機能をしつかりと果たすという部分でお願いしたいと思います。

次に質問に入らせていただきます。

施設本来の目的に据えて判断、監視など直営と違う行政の責任はどこになりますかということで、先程の質問と重複する点があるかと思っておりますので、次の部分も含めて質問いたします。

総合調理、献立作成、食材購入まで契約事業者になった場合に食育など教育行政として考えた時の責任体制をお聞きします。

衛生管理基準などに対する管理責任は、どのようになるのでしょうか、など町の考えをお伺いします。

ご答弁よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「施設本来の目的、見すえた判断、監視など直営と違う行政の責任はどこになるのか」との質問にお答えいたします。

施設本来の目的や判断、監視における行政の責任についてですが、これまでどおり、学校給食の安全確保のための点検・検査・指導や献立の作成、食に

関する指導についての責任は行政にあります。

それに加えて、専門業者による監視も行ってまいります。

また、「総合調理、献立作成、食材購入まで契約事業者になった場合に食育など教育行政として考えた時の責任体制」についてのご質問にお答えいたします。

異物混入については、材料調達における事案以外は、事業者の責任となりますが、PFI方式による事業を行った場合でも、献立作成、食材購入は行政が責任を持って行います。

また、栄養教諭・栄養技師もこれまでどおり配置されますので、子どもの栄養の指導及び管理を司り、学校給食の管理を行います。

加えて、学校では食に関する指導を栄養教諭・栄養技師を要として、教諭・養護教諭等全校職員で行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

もう一つ質問ありました、すみません。

「ただ今の管理基準などに対する管理責任はどのようになるのか」とのご質問にお答えいたします。

文部科学省で定める学校給食衛生管理基準につきましては、事業者が責任をもつこととなりますが、行政はこれまでどおり、食の安全を確保するため、安全基準の遵守の状況について、点検・検査・指導を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

今も答弁も含めてでございますが、学校給食の整備についてということで、広報にもPFIによる1市2町学校給食センター整備後も行政が引き続き行うことということで、実は一般質問を書いた後、この広報が届きましたので、この部分と重複するのかなというふうには思っておりますが、そこで思ったことなんですが、PFIによる1市2町ということでございますが、これは民間委託、例えば資金の調達も民間、そして建設も民間、維持管理、運営するのも民間です。

そして所有するのが、持ち物が公共という形に私は捉えているんですが、そうすれば本当にこういうことで責任をもって安全基準等を守れるのかということに対してすごく危機感を感じております。

今までの公設公営とか、公設民営という部分でしたら行政が給食センターの方に携わることも関わることも多分にあるかと思いますが、そこで大型給食センターで働いている栄養士さん、また現場で頑張っておられる職員の皆さんに、ちょっとお話を聞いてまいりました。

その一つが、大型給食センターでは給食の時間に間に合わせる事が最優先、栄養享受もそれに合わせて献立しか組めない。

限られた調理時間の為であります。

学校給食では認められていないのに、前日に調理された野菜の使用が普通となっている、常態化している。

産地偽装が問題になるこの頃、時間等もありカット野菜の提供が増え、産地のチェックするすべもなく、冷凍食品や加工品で間に合わすことになる。

これが現場の意見でもあります。

また地産地消という部分で、各地区の方から色々とお話を聞きました。

一括ということは大変、7,000食という本当に不可能でございますと、同じ規格等の食材を揃えなくてはならない、かといって何カ所からとなると給食センターに迷惑をかけるということで、これもなかなか大変であります、ということもいわれております。

そして、いろんな意見を聞く中で公共の考えが、意見反映されにくいという大きな問題がどこにも出ております。

公共は民間で行っているサービスを監視できにくい、できないというデメリットも実際にあります。

そこから公共サービスの低下、質が落ちるなどの弊害を生じる、行政がしっかり関わらなければならないと思うが、このことについて本当に真剣に考えてもらわないと困るという部分ですが、町の考えはどのように思っているのでしょうか、質問いたします。

再質問でございます。

よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

渡邊美喜子議員の再質問にお答えします。

今、渡邊美喜子議員からは色々な学校給食における課題についてのお話がありました。今回の学校給食共同調理場の今後のあり方については、今指摘されたようなことがないような形で運営できる体制、或いは調理体制をつくっていきたいなあと考えております。

以上です。

議員（渡邊 美喜子）

給食センターの質問は最後になるわけですが、一つ群馬県の高崎市の市長さんがインターネット等でこういう発言をされておりましたので、ちょっとお話をしたいと思っております。

公立至上主義偏差値中心の教育の結果、学級崩壊、少年犯罪が激増になったのではないかと、金が係るかもしれないが豊かな食事によって豊かな心、人格

形成がされるのではないか、21世紀を担う子ども達の人格形成にためならば、教育費の増加は未来に対する効率的な投資と言えらると思ふ。

他の市町村の教育予算は7%から8%のところが多いけれども、高崎市は10%を超えている。

無駄とかもったいないとか考えていません。

子どもへの投資は「もったいないくない」ということで書かれておりました。

参考のために伝えておきます。

それでは次に入らせていただきます。

2点目は、子育て支援についてであります。

29年4月から実施する計画であります放課後児童クラブについてであります。

多くの皆さんからの問い合わせがあります。

進捗状況、今後の方針などお聞きいたします。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

渡邊議員、ご質問の「放課後児童クラブについて」お答ひいたします。

議員ご指摘のとおり、多度津町子ども・子育て支援事業計画において、放課後児童クラブへの高学年の受入れの量の確保を平成29年度を目標とし、現在、取組んでいるところでございます。

進捗状況としましては、本年1月に「放課後児童クラブの利用に関するニーズ調査」を実施しました。

対象者は、小学1年から5年生の子どもをもつ保護者1031名とし、960名の保護者から回答をいただきました。

放課後児童クラブの預かり時間を約6割の保護者が午後6時までを希望し、同割合で6年生までの利用を希望していることを把握し、対応の必要性を感じております。

対応としまして、本年4月より4地区の児童館において、放課後児童クラブ預かり時間を30分延長し、利用時間を午後6時15分までといたしました。

また、受入れ人数に余裕のある白方地区児童館において、この夏休みの期間中、6年生までの児童を試行的に受け入れることとし、6月20日より募集をいたします。

全ての地区において6年生まで、通年で受入れることにつきましては、現在の児童館の状況では、スペース的に困難でありますので、スペース確保のため、幼稚園や小学校で利用できる適当な教室を調査しております。

また、他市町の放課後児童クラブの施設の視察も計画しているところでございます。

今後は、利用できる既存の教室やスペースが確保できない場合は、新規の施

設の建設も含めて、関係各課と連携を図り、放課後児童クラブの利用拡大にむけて協議検討してまいります。

以上、進捗状況並びに今後の方針についての答弁とさせていただきます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございました。

多くの皆さんは児童館、4、5、6年ですか、本当にこの夏休みはどうしようかという声も聞いておりますので、本当に安心しております。

本当にありがとうございます。

今後とも他の学校もできるだけこの29年できますよう、お願いいたします。

それではもう1点の、子育て支援についてであります。3月議会におきまして保護者の皆さんから、幼稚園の時間延長の請願書が提出、そして議員全員が紹介議員となっております。

このことは子育て支援の一環、少子化対策になり大いに期待しています。

しいては保育所や幼稚園にも好影響をもたらすのではないのでしょうか。

その後の進捗状況、今後の方針などお聞きします。

以上です。

よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「幼稚園での預かり保育」についての請願書にかかるご質問にお答えいたします。

幼稚園における預かり保育の時間については、多度津町においても、預かり保育実施要綱に基づき、目的、実施日、保育時間等を定め、実施しているところではあります。

請願書は、幼稚園における預かり保育の拡充による時間帯の延長ということでした。

その実施にあたっては、さまざまな影響を及ぼすと予想されます。

保育所・幼稚園の在り方の見直し、私立の保育所の運営・保護者との関係、延長に伴う人的・物的環境づくりなどの課題です。

そのため、現在は、請願書を受けて、保育所を所管する福祉保健課とも協議を重ねております。

今後は、教育委員会での審議は、もちろんのこと、子ども・子育て会議、町長が主催する総合教育会議等で開かれた検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございました。

確かに多度津町は、保育所、また幼稚園それぞれ違う内容、システムも違うわけですが、もう最近は女性の方も当然働くということで、そういった意味も含めてやはり考えていかなければならないんじゃないかなと思っておりますし、少子化対策が本当に今いわれております。

保育所も子どもが増えることっていうのをすごく思っておりますし、幼稚園もそうだと思います。

お互いに相乗効果があるんじゃないかと。

時代の流れ、ニーズの流れということで、もう少しお話をし合って、そして進めていっていただきたいなというふうに強く思っております。

ほとんどの方が幼稚園、そして保育所どちらか選択できる、仕事の都合で選べなければならないという部分は、ちょっと悲しいことかなというふうに強く思っております。

選択制のあり、そして子育てができるそういう環境は本当に大切ではないかなと、そういう観点から今回のこの子育て支援、幼稚園、保育所という部分を含めてですけども考えていただきたいなと思っております。

どうもご答弁ありがとうございました。

これをもちまして終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

以上をもちまして、11番渡邊美喜子君の一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。

再開は、10時35分にしたいと思います。

休憩 10時19分

再開 10時35分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問を再開いたしたいと思います。

次に7番、小川保君、一般質問お願い致します。

小川保君。

議員（小川 保）

失礼致します。7番、小川保です。

「給食センター整備事業について」質問致します。

過去を振り返ってみますと、私は平成25年6月と、同じく9月つまり3年前に「給食センターの整備について」を2回連続で質問しておりました。

それは、私が行財政改革特別委員会の委員長を仰せつかった時、委員会メンバー全員で多度津町の代表的な設備を徹底的に見学研修するという計画を実施しました。

その折に、気になった設備として、水道設備と消防庁舎と、そして給食センターでありました。

それらについての質問は、行財政改革推進の項目の中で質問をいたしました。その折、二宮尊徳のお話をしたかと思えます。

二宮尊徳の言葉に、「道徳を忘れた経済は、罪悪である。経済を忘れた道徳は、寝言である。」という言葉をお伝えしました。

これを私流に解釈しますと「夢を語れずに財源の事ばかりに腐心した計画では、将来の希望は無い。しかし又、夢のような計画を作っても、財源の裏付けがなければ、絵に描いた餅である。」こういう事だと思えます。

地方交付税や補助金を当てにしても、国の財政も厳しいのだから、おのずと限界があります。

今、多度津町は行政改革や新たな財源の調達方法を研究して、それを実行できるレベルに昇華していく事が必要となってきました。

それは、民間の力も視野に入れた運営、ゴミの収集の民間委託などは典型例でした。

給食センターにも、それらの活力を模索する事も行政改革だとお話しさせて頂きました。

今や、ゴミ収集も概ね、軌道に乗っている様に拝察致しておりますし、消防の広域化も着実に結実して、大いに町民の安全安心に寄与している処であります。

あの質問から3年経ちました。

また本件の事業に関しまして、本年3月末日に総務教育常任委員会で賛成多数で決議されましたこの内容について、本日改めて詳細にわたり質問致します。

丸尾町長はあらゆる機会を捉えて、学校給食センターの事柄をお話しされていたようですし、私共議員も概ねの説明を受けておりました。

が、ここで改めて、これまでの経緯についてご説明をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員の「学校給食センター整備事業のこれまでの経緯について」のご質問にお答えをしております。

多度津町学校給食共同調理場は、昭和55年12月に竣工されたもので、施設・設備の老朽化により、毎年多額の整備費用が発生しております。

また、調理員の皆様の努力により、園児・児童・生徒への安全安心な給食提

供ができておりますが、老朽化施設であるがゆえに衛生面でも課題がありました。

正規職員の調理員が減少し、数年後には嘱託・臨時職員のみで調理を行うこととなるような、運用面においても課題がありました。

加えて、園児・児童・生徒数の減少に伴う提供給食数の減少なども課題でありました。

その様な中で、善通寺市・琴平町においても同様の課題があり、平成25年度より、1市2町の共同実施の可能性について協議を行ってまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

続けて丸尾町長に質問致します。

1市2町で行うこととなった経緯についてご説明下さい。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの「1市2町で行うことになった経緯について」のご質問にお答えをしてまいります。

先刻も申しましたように、平成25年度1市2町共同実施の可能性について協議を行ってまいりましたが、併せて、本町単独で整備することについても検討を行いました。

まず、建設用地については、町有地では「多度津山サッカー場」、「中学校プール跡地」、「旧岡庄洋紙店倉庫」、「町役場職員駐車場」、「パーク&ライド東側」、民有地では「四国計測工業跡地」を検討を行いました。

しかし、「多度津山サッカー場」は下水道未整備、企業誘致対象地により「中学校プール跡地」は、交付金により運動用地として整備したため、10年間転用禁止にされていることにより、「旧岡庄洋紙店倉庫」は、工場建屋が有り、多度津運送に貸し出していることにより、「町役場職員駐車場」は津波浸水区域であり、土地開発公社からの買い戻しが約11億円と高額であることにより、「パーク&ライド東側」は多度津駅周辺開発整備が予定されていることにより、「四国計測工業跡地」はすでに売却されていることにより、建設が困難であるという結論となりました。

また、建設費及び運用費につきましては、公設民営で単独で行った場合の経費を試算した結果、約27億2,000万円、PFI方式で1市2町の共同で行った場合の本町の経費を試算した場合、約24億5,000万円と、1市2町の共同で整備した場合の方が、建設期間と建設後15.5年間で約2億5,000万円経費が節約できることが分かりました。

このような結果から、町単独で整備するより、1市2町で整備を行った方が有

利という結論となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先程の町長からの説明の中の多度津山サッカー場についての検討結果ですが、下水道工事はもちろん多額の費用が必要となりますが、その上私が懸念しますのは、山の上では毎週土日には町内や近隣から多くの子ども達が集まってサッカー教室や大会など開かれております。

将来を担う子ども達の心身鍛錬や情操教育など、大いに活用利用されておるところであります。

すでに必要不可欠な場所になっておりますことも付け加えさせていただきます。

これからの質問項目、それは担当課に質問致します。

本件の資金調達、並びに運営はP F I方式を検討されておるようですが、なぜP F I方式なのでしょう。

お願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「なぜP F I方式で事業を行うのか」のご質問にお答えいたします。

公設民営で建設・運営した場合とP F Iで行った場合で比較すると、P F Iのメリットとして、まず最初に「コストの縮減」が挙げられます。

工事や施工方法において民間事業者の技術を導入することや、民間事業者が建設・運営を一括発注できること、工期短縮などによるコスト削減により、試算では、1市2町の総額で、公設民営では約74億円、P F I方式では約70億円となり約4億円の経費が削減できる試算となりました。

次に、「財政支出の平準化」が挙げられます。

これまで一括払いとしていた施設整備費について、民間資金を活用することにより、財政支出の平準化を図ることが可能となります。

次に、「業務品質の継続的な改善」が挙げられます。

今回のP F I方式では長期契約であることから、維持管理・運営企業にノウハウが蓄積され、維持管理・運営が継続的に効率化されるようになり、サービスの向上が期待できます。

また、民間業者は事業期間中の施設を良好な状態に保つ責任を負うため、問題が発生してから対応するのではなく、予防保全の考え方により、常にメンテナンスを行うことになり、サービスの向上が期待できます。

加えて、品質への要求水準を達成できなければ減額となるため、要求水準と

して定めた品質が継続的に確保されるという効果が発生します。

次に、「長期・包括契約による事務負担の軽減」が挙げられます。

これまでの様に、建物の保守管理、運営についても公共の職員が発注にかかる事務処理を事業期間中、執行する必要が無く、事務の効率化につながります。

最後に、「地方創生の推進」が挙げられます。

公共事業の分野を民間に新たな市場として開放することになり、新たな事業機会をもたらすことが期待できます。

また、民間事業者の自由な発想や創意工夫により、建設の段階から一体的に施設の活用を見据えた、施設見学等を通じた食育等の推進が可能となります。

以上の様な理由により、本事業をPFI方式で実施することとなりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今までの公設公営よりも、行政改革・財政改革そういった意味においてもプライマリーバランスなども考慮された一歩踏み込んだ機能的な方法だと判断できます。

そこでPFI方式で行うことと、安全・安心な給食の確保と整合性についてお聞かせ下さい。

お願い致します。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「PFI方式で行うことにより、安全・安心な給食の提供を妨げることはないのか」というご質問にお答えいたします。

学校給食の提供については、文部科学省より「学校給食衛生管理基準」が定められており、また、給食施設については、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」も遵守する必要があります。

これは、公共が行うにしろ民間が行うにしろ遵守する必要があります。

また、民間に委託した場合でも公共が行う業務として、1点目は、献立の作成は、設置者（公共）が直接責任をもって実施すべきものであるから、委託の対象としない。

2点目は、物資の購入、調理業務等における衛生、安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設ける。

3点目は、設置者が必要と認めた場合、委託者に対して資料の提供を求めたり立ち入り検査をする等、運営改善のための措置がとられるよう契約に明記する。

4点目は、これまでどおり、栄養教諭・栄養技師を配置し、子どもの栄養の指導及び管理をつかさどり、学校給食の管理を行う。

5点目は、これまでどおり、学校では食に関する指導を栄養教諭・栄養技師を要として教諭・養護教諭等全校職員で行う。

以上の様な理由により、P F I方式でも、安心・安全な給食の提供を行えるものだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今教育長の方からお話がありました栄養教育、こういった観点においてもきちっと対処できるということでございます。

また、その他の面として今まで行ってきたアレルギー対応食、この安全確保への対応はどのようになっておりますでしょうか。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「今まで行ってきたアレルギー対応食の安全確保への対応はどのようになっているか」とのご質問にお答えいたします。

本町では、現在、卵・乳・エビ・カニ・ナッツ類の対応出来るものについて、アレルギー対応を行っておりますが、新しい施設では、除去食を基本とし、アレルギー対応専用調理室を設け調理を行う予定であります。

現在対応しているものについては、当然、事業者募集のための事業方針・入札公告資料等の作成に盛り込み、特定原材料7品目である小麦・そばについても対応できるようにして参ります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

教育長、ありがとうございました。

次に、職員の問題について質問致します。

現在雇用している嘱託・臨時職員、この方々への対応はどういうふうになりますでしょうか。

お願い致します。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「現在雇用している嘱託・臨時職員の対応はどうか」との質問にお答えします。

現在、給食センターでは、嘱託職員6名、臨時職員11名を雇用しておりますが、引き続き雇用を希望する職員については、先程も申しました事業者募集のための事業方針・入札公告資料等の作成の際に、盛り込んで参ります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

つまり現在の職員が希望すれば、優先的に働ける事になる事など、検討されておるとい事ですね。

期待をしておきます。

P F Iで行うことにより、国庫補助金を受けられない懸念は、こういったことはありませんでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「P F I方式で行うことにより、国庫補助金を受けられない懸念はありませんか」とのご質問にお答えいたします。

従来方式では、学校給食施設を整備した場合、学校給食関係国庫補助事業により1/3の補助を受ける事が出来ます。

これは、P F I方式の民間事業者が資金を調達し、施設を建設、施設完成直後に公共に所有権を移転し、一定期間民間事業者が維持管理及び運営を行う方式であるB T O方式でも、同様の国庫補助を受ける事が出来ます。

現在は、事務の共同処理について、「一部事務組合」「協議会」「事務の委託」のいずれかの方法で事務を行うか、また、その場合の補助申請方法等の協議を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

只今の回答の「一部事務組合」、それから「協議会」、そして「事務の委託」、これらのそれぞれのシステムを、もう少し具体的に説明頂けますか。

現在のシステムを踏まえて、システムの具体的内容を比較説明して頂けたらありがたいです。

よろしくお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「一部事務組合」「協議会」「事務の委託」これらのシステムをもう少し具体的にとのご質問にお答えいたします。

まず最初に、「一部事務組合」方式でございます。

「一部事務組合」方式は、独立の法人格を持つ特別地方公共団体として設立されるため財産の保有が可能であります。

また、議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確であるため、施設を安定的に管理運営する上で優れております。

一方、意見調整に時間を要し、迅速な意思決定が難しいともいわれております。

また、各構成団体から権限が一部事務組合に移行するために、当該事務は構

成団体の議会等の直接の審議の対象となりません。

次に、「協議会」方式でございます。

「協議会」方式は、法人格を有しない仕組みであるため、権利義務の主体とはなれません。

構成団体の長の名において事務を管理執行するため、各構成団体は形式的には主体性を保ちつつ共同して事務処理を行います。

一部事務組合と同様に、迅速な意思決定が難しいともいわれ、また、責任の所在が第一義的に問われやすい事務には向かないとも言われております。

最後に「事務の委託」方式でございます。

「事務の委託」方式は、効率性に優れた共同処理方式である反面、委託団体は事務費を支出する一方で、当該事務に関して直接、権限を行使することができなくなり、受託団体は一定の委託金収入により当該事務に関する責任をすべて負わなくてはならなくなる可能性があります。

しかし、実際には規約において委託団体・受託団体が連絡会議を定期的を開催するなど、事務の内容等に応じてこうした仕組みを規約で定めていることが多いようです。

今後も、先の3つの方法も含め様々な方式についても検討し、どのような方式が最善なのか、1市2町で慎重に検討を進めて参りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

よく理解できました。

さて、これからのスケジュールについて大筋で結構ですから、お話しただけたらと思います。

お願いします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「これからのスケジュールについて」のご質問にお答えいたします。

おおまかなスケジュールで申し上げますと、平成28年9月給食センター整備事業PFIアドバイザー業務委託契約締結、平成28年9月から12月事業方針の作成、平成29年1月から4月入札公告資料の作成、平成29年5月から8月参入事業者からの提案書受付、平成29年9月事業者の決定、平成29年10月から11月基本協定・仮契約の締結、平成29年12月契約締結、平成30年1月から6月基本・実施設計、平成30年7月から8月確認申請、平成30年9月から平成31年6月給食センターの建築、平成31年7月から8月開業準備、平成31年9月給食提供開始。

この様なスケジュールを予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ずいぶん先のようなスケジュールでありますけれども。

まず一步踏み出して進めていかないとこのスケジュールは動かないということですので、早急によりしくお願いしたいと思います。

次にP F I事業者決定後の業務の遂行について、資産管理面と合わせてご説明いただいたらと思います。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「P F I事業者決定後の業務の遂行について、資産管理面と合わせて説明」とのご質問にお答えいたします。

従来の公共事業では、地方公共団体が自ら事業に携わってきましたが、P F Iでは公募提案し落札した共同企業体が、それぞれの企業の経営状態がP F I事業に悪影響を与えないように、共同企業体から独立した特定目的会社・S P Cを設立し業務を遂行することになります。

建設した施設については、地方公共団体のものとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

S P Cに対して日常的に監視するシステムはどのように運用されるのでしょうか。

又、出資者の倒産とか、或いは経営上の問題、こういったことで出資者から返還訴求される事はないのか。

つまり既に出資されている学校給食センターの財産等は法的にどう守られていくのか。

これについてお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「S P Cに対しての日常的に監視するシステムはどのように運用されるのかまた、既に出資されている学校給食センターの財産は法的にどう守られるのか」との質問にお答えいたします。

S P Cに対して監視は、地方公共団体の役割であり、今回の事業については専門業者による監視システムも導入いたします。

P F I事業のみを営むS P Cを設立することにより、仮にS P Cの母体となる出資者が倒産してもP F I事業が破綻せず、「行政サービス」の継続かつ安定的提供が確保でき、また、融資金融機関はP F I事業の継続が担保であることから、融資の返済に関し厳格な審査や事業のモニタリングを行うこととなり、公共側からすれば第三者のチェック機能として期待できるものです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございました。

明快なご答弁をいただき安心をいたしました。

ぜひ早急に準備進めていただくようお願い致します。

最後に要望として申し上げます。

先日あるドキュメンタリー番組を見ておりました時に、京都の曲物師のお話がありました。

代々一子相伝で伝えている天皇家の専属技能士、有職御木具師、こういった名称があるようです。

有職っていうのは、有る無しの有る、職は職業の職、御っていうのは丁寧な接頭語です、木は木材の木、具は道具の具、師は師匠の師、有職御木具師という職業があるらしいんですけどね、この方のお話がありました。

技が熟練しただけでは一人前とは言えない。

その技を次の世代に伝えてこそ初めて一人前と言えるというお話でした。

なるほどなと思いました。

我々の責務は次の世代に良好に発展的に引き継ぐ、こういったことが重要なのでしょ、改めて認識いたしました。

次の世代に素晴らしい給食を準備しましょう。

以上で私の質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番小川保議員の一般質問を終わります。

次に6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、学校給食センターの質問をします。

お昼前の時間になって学校給食、昼食の時間帯になって非常に、そんな時間帯で質問させていただくことに感謝を申し上げたいと思っております。

学校給食がいかほど子ども達にとって重要なのか、そのことを幸いにも書籍が手に入りました。

その書籍の中からも引用させていただき、少し長くなるかも分かりませんがよろしくお願いをしたいと思います。

つい先日のことです。

「いじめ、非行・暴力が給食を変えたらなくなり優秀校になった長野・真田町の軌跡」という内容の講演会がありました。

その講師の先生は、平成9年、旧真田町教育長就任、市町村合併後平成18年より上田市教育委員長などを歴任された大塚貢先生でした。

私は、他の会合のため講演は拝聴できませんでしたが、幸運にも著書を購入することができ、読ませていただきました。

また、講演の時期は少し以前のもではありませんが、DVDも添付されていたこともあり、その雰囲気を感じ取ることもできました。

著書の内容は、「授業改革」「花づくり」「給食改善」の三つの柱を実行することで、生徒たちは大きく変わっていった、と読み取ることができました。

少し著書の内容を紹介します。

「教師の熱意が授業を変えた」項目では、『「焼津はマグロ漁業日本一」と教科書に書いてあります。生徒は状況も分からず、ただ暗記するのみです。おもしろくもなんともありません。そこでS先生は当時高嶺の花だったビデオカメラ（40、50万円）を買って3人で焼津に行きました。マグロ漁船の出航、帰航、市場や競りの様子を撮影し、そのビデオを生徒に見せました。生徒の焼津マグロ漁に関する関心が高まったのは言うまでもありません。先生の自発的行為ですから旅費も公費では出ないのですが、（略）授業の改善をしたかったのは、非行に走ると立ち直れないことが多かった。かつては、家庭にも、殴ってでも立ち直らせようとする親がいました。近所の人も親身になってくれたり、社会にでても助言してくれる人がいたものです。現在は、家庭にも職場にも教育力が失われています。ですから私は「学校で、校長として、できる限りのことをしたい」と思ったのです。』

また、「花づくりで心に潤いを」の項目では、『荒れている学校に赴任するたびに感じるのは、学校に潤いがない、心を癒すものがないことで、生徒の心は渴ききっています。そこで花作りをはじめました。先生からも生徒からも、親からも反対されました。なぜ反対なのかというと、生徒は泥まみれ、汗まみれになる。親は毎日のように、泥で汚れた運動着を洗濯しなければならない。反対する理由もよくわかります。花壇は20箇所、メインは、校門の近くと、グラウンドでもサッカーや野球のボールの入る場所で25㎡ぐらいです。「こんな場所にどうして花壇を作るのか。校長は何を考えているのか」と反対も出ました。この花壇の担当は緑化委員会です。春花壇の時は影からそっと支える努力もしました。7月初旬になると、春花壇はまだきれいに咲いていて、植え替えるのは勿体ないのですが、全部秋花壇の苗に植え替えました、夏が過ぎやがて秋花壇がしだいにきれいに咲き出すと、生徒たちの姿勢が徐々に変わってきました。じつは私にとっては、花壇にボールが入ることは、最初から織り込み済みだったのです。その時生徒がどう変化するかを見

たいと思っていました。』

また「花が咲いたら分かる花の美しさ」の項目では、『花がきれいに咲くと子供というのは変わるものです。学校の「生活記録」にも花をスケッチして描いたりします。「明日はいくつ咲くのだろう」「パンジーの花びらはみな同じように見えるが一ひら一ひら全部違う」などのコメントも添えてありました。なぜ、生徒に変化が起きたかという点、一つには、生徒自身にやらせたことが大きいと思います。PTAや花屋でなく、生徒自身が泥にまみれ、汗にまみれて土を作り、堆肥を作り、苗を植えるだけでなく、種を蒔いて育てていますから、咲くとやはり花の美しさをしみじみと感じるようになります。』

次からが、学校給食のことの取り組みの内容であります。

「自分で米を買いに行く」、その項目では、『魚や野菜の摂取量が極めて少ない子供たちに現れる行動について説明し、PTAの会合でバランスのとれた食事をと訴えました、教育長という立場は、いざ何かを進めようとしても毎日学校に行けるわけではありませんから、影響力は意外と弱いのです。保護者にも現場の教師たちにも、なかなか話を聞いてもらえません。市販されている食品には、防腐剤や柔軟剤などの食品添加物が多量に含まれているといっても過言ではありません。多量に摂取することで、生活習慣病になったり、ガンに侵されたりする可能性が高くなる状態と言えます。小麦は、国が決め、割り当てる小麦以外を購入すると補助金が出ないということなので、今度は米に戻って検討しました。現在は状況が変わったと思いますが、当時は中身が異なるのに「〇〇産コシヒカリ」として売っていた業者が摘発された事件もありました。そこで、私は、袋に入った米は信用できないと思い、袋詰めされていない米を現地で購入しました。大規模農家と契約して、無農薬有機栽培で米を作ってくれるよう契約を結ぼうとしました。結果は、小麦同様、国の補助金が出ません。しかも、各業界も一体となって反対してきました。当時はまだ、安全な食材や、地産地消の考えが、ほとんどない状況でした。真田町の箱山町長に相談をすると、町の財政も大変だが、子どもの健康が大事だとの思いで、国の補助金が出ないのならその分を町で負担してもいいと言ってくれた。その後学校給食の国の補助金そのものが打ち切られる事になったのです。だから町の予算で、コメはどこで買っても良くなりました。』

「無農薬、低農薬の素材を使った給食がついに実現」の項目では、『地元の米を使って給食という形も決して順調に進んだわけではありません。教育長への批判も含めて、叩かれました。農家と契約すると「I農家の利益のために学校給食を私物化している」と言われ、中傷記事が書かれ配布されました。

農協とも契約を結びましたが、これも、「I営利団体の利益のために学校給食を私物化している教育長がいる」と批判されました。試行錯誤の末、農協や農家、さらに商品を取り扱う商店など、町のみなさんに協力してもらって、お米、野菜、大豆製品、果物などが無農薬か低農薬で提供されるようになりました。もちろん魚もであります。』

「子供に魚を食べさせたい」項目では、『さんまの甘露煮、ますの南蛮揚げ、アジの香味焼きなど、魚は頭から食べて、まるごと骨まで食べます。また、青魚は、血管を柔らかくし、血液をきれいにしてくれる作用があります。血液がきれいになると、脳への酸素や栄養分の供給がスムーズになります。ところがこれも、当初は、先生や子供、親から随分と批判されました。

「なぜ、こんな生臭い魚ばかり食べさせるのか」というわけです。また、「DHA? EPA? 医者でもない教育長が、何をとぼけたことを言っているんだ」と言われました。もう一つ小魚を食べる習慣を取り入れました。これもPTAや議会から批判されましたし、教師たちにも不評でした。ところが生徒にはいつの間にか習慣化し、今ではみんなが喜んで食べています。また、1ヶ月に一度子供たちにアンケートを行って希望を聞いてのメニューもあります。』

こうしたような内容の記述がありましたのでご紹介を申し上げましたが、この本のあとがきには、『私たちは、問われています。自らの未来を、自分の愛するものの未来をどうしたら守れるか?』と結んでおられます。

少し長くなりましたが、著書の中から、いくつかの事例を報告させていただきました。

その取り組みは、保護者、生徒、教師、議会、地域の関係者など、多くの反対があった中、「食」と子どもの健全な発育とのかかわりを、自ら実証された先生を知ることができました。

学校給食の改善を三本柱の一つと位置づけ、学校給食を変え、学校を優秀校に変えた取り組みと言えます。

本町は、これまでセンター方式の学校給食調理を取り入れて、子供たちに給食を提供し続けてきました。

まさに教育の一環として、食育の重要性をお考えでの対応であったと高く評価されるものと思います。

小回りの効く給食調理こそ、子供達のための給食と言えると思います。

栄養士の方が、子供たちの声を聞き、時に顔を見て、給食の献立に反映し、この次は、こんな献立をとか、味つけのことも考えていただけるものと思います。

年度末の3月31日の午後に教育総務常任委員会を開催し、その方向性については、採決がなされましたが、学校給食センター整備検討調査業務報告書の最

終版の提供される前の採決であり、いささか拙速すぎであると思います。

また、後日提示がなされた最終報告書についても、不十分なところが見られます。

また、最終報告書の中には、本町の検討した意見などが、反映をされていないところも見受けられました。

そこでお尋ねをいたします。

学校給食センター整備検討調査のコンサルタント会社との打合せ会議に本町は参加したのか。

2つ、年度末の3月31日に方向性は決められたのですが、その後の対応について。

3番、6月議会の提案の中に、債務負担行為として928万5,000円が計上されていますが、1市2町の合計は、いくらですか。

4番、3月31日の委員会での議論は、議論不十分であり、拙速な決め方と感じています。小回りの効く給食センターこそ必要であります。

方向性を見直しが必要と考えます。

以上質問をいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今4点ほど説明がありましたけれども、1、2、3点目までを教育課長の竹田君お願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

村岡清邦議員の「学校給食センター整備検討調査のコンサルタント会社との打合せ会議に本町は参加したのか」とのご質問にまずお答えいたします。

学校給食センター整備検討調査業務につきましては、発注の際の仕様書の作成についての協議や、業者選定の審査委員として政策企画課長、教育課長が参加して審議しております。

また、業者決定後においても、検討調査の様々な段階で、1市2町が協議し、その結果を発注者である善通寺市がコンサルタント会社と打合せしております。

以上、答弁とさせていただきます。

2点目の「年度末3月31日に方向性は決められたが、その後の対応について」のご質問にお答えいたします。

3月31日以降、1市2町の給食センター整備検討会を毎月開催しており、現在は、学校給食センター整備事業PFIアドバイザリー業務委託に向けた準備や、1市2町での事務の共同処理の方式についても検討をすすめております。

以上、答弁とさせていただきます。

3点目の「6月議会の提案の中に、債務負担行為として928万5,000円が計上さ

れていますが、1市2町の合計はいくらか」とのご質問にお答えいたします。  
本議会において学校給食整備事業P F Iアドバイザー業務委託料の債務負担行為の補正を計上させていただいております。  
本委託料の1市2町の合計は2,700万円でございます。  
以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員の4点目のご質問にお答えをしております。  
1市2町共同でP F I方式で行うことのメリットを勘案した結果、3月31日開催の総務教育常任委員会において提案をし、ご了承をいただいた結果もありますので、将来にわたって、安全・安心な学校給食を提供できる体制を、出来るだけ早急に整備するため、今回の整備事業の方向性で進めてまいりたいと考えております。  
以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただ今ご答弁をいただきました。  
いくつか順序がまとまりませんが、質問をさせていただきたいと思います。  
ただ今コンサルタント会社との契約は、善通寺市1市とコンサルタント会社との契約をなされたというような答弁だったと思いますが、当初この話がでた時には、多度津町の負担金が生じる、こういったような説明のある中で進められてきたというふうに理解をいたしております。  
そうしたことからしますと、この契約は当然4者の契約となり、その後、多度津町の負担金がいらなくなったというのであれば、変更契約をしてその中身に多度津町の負担額がゼロであるとかこういうような契約にならないといけないというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の村岡議員のご質問にお答えをしております。  
この契約は、当初は1市2町でという方向で行っておりましたが、まだ検討段階において善通寺市が地方創生の予算をいただきました。  
その関係で300万円という予算が善通寺につきました。  
その予算の中でやっていこうということが1市2町の間で話し合わせ、その事で理解をしたわけでありまして。  
したがって善通寺市が契約の主体ということになっております。

議員（村岡 清邦）

ただ今善通寺市が交付金がでたから契約は単独でしたんだ、こういうようなご説明ですが、私は1市2町でこの検討調査を進めていった、このことであれば、多度津町の意見が反映をされるような形の契約でないとおかしいと思

うんです。

善通寺市とコンサルタント会社だけで契約をしたら、多度津の意見はその中には直接コンサルタント会社との契約の中には入ってこない。

それはなぜかと言いますと、ここにも先程ご説明がありました。

その結果を発注者である善通寺市がコンサルタント会社と打ち合わせをしております。

こういうことですから、細かな部分についてはですね、そうした打合せには応じられなかったのではないかと、その点についていかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員のご質問にお答えをしておりますが、誤解のないようにどうかご理解をいただきたいと思っております。

このことに関しましては、1市2町、多度津からは政策企画課、教育課がその都度まいりまして、そして善通寺、琴平、多度津の中で十分に検討を重ねてまいっております。

その中でコンサルタントの予算につきましては、善通寺が確保できたということでもありますので、私どもが私どもの意見を集約して、全て集約をして善通寺にお任せをしたということでもありますので、どうか誤解のないようにご理解をいただきたいと思っております。

議員（村岡 清邦）

先程も申し上げましたが、多度津町の意見の反映をできるような契約とすべきであったというふうに私は思っております。

それは負担金はゼロであったにしても、それは契約としては4者の契約で進めなければならない、後ほどにもでてきますが、今回の債務負担行為についてもおそらく4者の契約をなさるのだろうと思っておりますが、検討段階での契約は4者の契約になるべきであって、多度津町の負担額がゼロになりますよと、その事については十分に理解ができるものと考えております。

次に移らせていただきます。

その後の対応について方向性は決まったのかもしれませんが、1市2町が進めることとしたのであれば、その進めていくという確認の会議は必要でなかったのでしょうか。

そしてまた、先程ご答弁がありました。

毎月開催をした、こういうご答弁がありました。いつ開催をし、そしてその協議事項がどういったことが協議されたのか、そのことについてお示しをいただきたいと思っております。

教育課長（竹田 光芳）

ただ今のご質問にお答えいたします。

毎月開催しておりますので、4月の開催は4月21日に善通寺市役所において開催されました。

議題につきましては、整備検討調査業務報告書と今後のスケジュールについて、広域連携の手法について、という形で検討会の方を行わせていただいております。

続きまして、5月の開催ですが5月24日に善通寺市において開催させていただいております。

議題につきましては、1市2町の学校給食整備事業、P F I のアドバイザー業務委託についてと、広域連携事務の共同処理についてですが、その2件について検討を行っております。

以上でございます。

議員（村岡 清邦）

ただ今答弁がありました。

4月21日と5月24日善通寺市で行った、こういうことでございますが、調査報告書のことと、今後のスケジュール等についての協議をしたと。

それから5月24日には、学校給食P F I 業務の委託と今後の事務の進め方等について協議をしたと。

今少し詳しくそこらあたりについて内容の説明をお願いしたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

ただ今のご質問についてお答えいたします。

まず4月21日の検討会議の議題の詳しい内容についてでございますが、まず議題の1点目、調査業務の報告書についてということで、報告書がひとまず提出されたと。

その不備等があれば、またご連絡、調整するという内容でした。

2点目の今後のスケジュールについてということで、その内容につきましてはアドバイザー業務についてと、そのアドバイザー業務の事務負担の割合でありますとか給食の提供開始時期についてとかの内容の議論しております。

3点目の広域連携につきましては、一部事務組合、協議会、事務の委託等々処理の方法については、どの手法で進めていくのがいいのかというような内容で協議を進めておりました。

続きまして、5月24日の整備検討会議の内容についてでございます。

議題の一つとして、P F I のアドバイザー業務委託についてということで内容につきましては、予算措置の方法でありますとか、仕様書についてですとか、業者の選定方法、契約の方法、入札の方法、入札案内についてとか、契約の時期、業者決定までの流れということを協議しております。

2点目の広域連携につきましては、先程4月の時にも協議の内容の一つではありましたが、一部事務組合、協議会、事務の委託いずれにするかということ  
を5月においてもまだ、協議の最中でありました。

以上でございます。

議員（村岡 清邦）

ただ今説明をいただきました。

詳しい説明をいただきました。

ただ、私が思うのは、3月31日には各多度津町は3月31日に方向性については  
決定をした。

こういう内容であります。

よその各団体がいつその方向性について決定したその会議については、詳細  
は知りません。

ただ、行政区域を越えて1市2町が仕事を進めていく、今ご報告がありました  
3月31日後、一緒にやっっていこうやというような決議がなされた場面が一つも  
出てこない、そのことは私は大変重要なことだと思うんです。

方向性は多度津町も了承しました。

ただ一緒に1市2町が、頑張っやっていこう、この確認を全然取っっていな  
い、話ばかりを前に進めていっている。

それは出発点が間違っている、いうふうに私は思います。

これはまた後ほど答弁いただきたいと思います。

もう1点、1市2町の進め方ばかりにとらわれて、子ども達、P T Aへの説明の  
答弁がありませんでした。

それは、私は以前から申し上げておりました。

始める前にそれなりに説明もし、反対も受けながら、説得もしながらこの業  
務を進めていく。

このことが重要でなかったか、いうふうに思っております。

先程、他の議員への答弁の中に、教育長は学校の校長に説明を委ねてしまっ  
た。

それは教育長の職責を放棄をしたととられても仕方がない行為だと私は思いま  
す。

教育長が前面に立って、そのことをきちっとP T Aなり子ども達なりに説明  
をするのが当然であるというふうに私は思います。

答弁をお願いします。

教育長（田尾 勝）

村岡議員の再質問について答弁をいたします。

保護者への説明、また子どもへの説明という形ですけども、それについては

基本的には町民全体、子どもも大人も全部含めてきちんとした説明するために、広報で周知したということがあります。

また、町のホームページ等で周知いたしました。

更に今PTAについては、多度津町のPTA連絡協議会の総会という場でご説明しました。

また、全ての自治連合会等ではないんですけども、豊原の自治連合会の総会とか、そして学校給食会の役員会、評議員会でご説明しました。

また、多度津町の献立委員会、これはもちろん保護者の方もおいででおるわけですけども、そういう方々にご説明を申し上げていきました。

今ご指摘のように、更に説明が必要だと思しますので、これについては私の方から文章等で、今の状況等をお知らせする等の取り組みを行っていきたいと思います。

また、機会をとらえて説明していくということは続けていきたいなと思っております。

以上です。

政策企画課長（河田 数明）

ご質問の方向性が決まった後、1市2町でのやっていくという決定に際しまして、そういうきちんとした行為がなかったというお話だとは思いますが。

私ども1市2町で協議する中で、その中ではその方向で進んでいると私は認識しておりますが、確かに言われるように表立っての広報等による周知はできていないと思っております。

しかしながら今、教育課の方からも色々説明がありましたと思いますが、これから作っていく団体、一部事務組合等の団体になろうかと思えますけれど、その中で協定等を交わして行くものが書面として残っているものとは、考えております。

議員（村岡 清邦）

ただ今答弁がありました。私は今後の進め方等についてとやかく言っているわけではありません。

今進められていることは、1市2町が頑張っていこうやという確認をしたんですか、このことを聞いたわけです。

そのことはなかったというふうに理解をします。

次に、この議会で債務負担行為がなされておりますが、その金額がトータルで2,700万円だとかこういうようなご説明がありました。

去る1月前ですね、調査業務報告書の提示があって、このアドバイザー料の金額は2,000万円ですよ、これは1市2町、7000食の事業の標準的な費用として説明があるんだということで報告書をいただきました。

物の1ヵ月もたたないうちに、合計金額が2,700万円に増えた。

この700万円増えた理由を説明してください。

教育課長（竹田 光芳）

ただ今ご質問のアドバイザー業務委託料の債務負担行為とのかい離との件ですが、議員ご指摘の通り調査報告書では、アドバイザー業務委託料は2,000万円でした。

これは先行事例を、参考に算出したものであって本事業を実施する上で従来方式のやり方とPFI方式で行った場合の比較検討として算出したものであります。

今回の債務負担行為として計上させていただいておりますものは、アドバイザー業務委託料につきまして、業者より見積りを徴し算出したものでありますことから、報告書とのかい離があったものです。

以上答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

言葉を巧みに使いながら説明をいただきました。

私は予算の計上ですから、2,000万円が少し増えてその金額が増額をされた、このことについてはそれは理解をするものですが、あまりにもこの金額は多額であると。

2,000万円からすれば、3割5分ものお金が高く計上されている。

もちろん契約をすればこの金額は下がるのかもしれませんが。

しかしながら、このような委託料の契約、それではこの2,700万円という数字はどこからはじき出した数字なのでしょう。

よろしくをお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

ただ今のご質問に対してお答えいたします。

2,700万円の算出の根拠についてのご質問かと思いますが、コンサルタント会社からの見積もりを徴した結果で、今回債務負担行為として計上させていただいております。

以上答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

はにかむような形の答弁ではありますが、そうしたような金額の見積もりをいただいて、その金額をそのまま計上したと。

それはそれなりに理解もできるんですが、その業者は公表できんだろうと思っておりますが、また契約の時に見せていただきます、後ほど。

どこと見積もりを取って、そうしたような契約の見積もりを出してきたのか。

そのことについては後日、見させて頂きたいと思っております。

今すぐにどうこう言いませんが、ただ、本当に1カ月前にこういう報告書をいただき、その数字を信用もしながら対応してきた。

P F I 事業で進めていく1市2町、7,000食の標準的な費用がこれだけですよと示され、それを信用して検討してきた。

その事はこの一つをとっても覆されてしまう、信用できない数字になってしまったのであれば、報告書自体もう一度再提出をいただいて、再度検討しなければならない、というような私はことに繋がるのではないかというふうに思っております。

3分ですが、先程機械が止まっていない時間も考慮させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

そうした最終報告書も結果も待たなかった。

1市2町で推進をするというような確認の会ももっていない。

或いは住民に対して説明もできていない。

それから業務報告書の提出が、いまだに訂正もされた内容の報告が届いていない。

こういうような内容の中でこの1市2町の7,000食の業務を一緒にやっという業務については、私は白紙に戻して再度検討すべきであるというふうに思います。

最後に最終報告書の結果も待たず、1市2町で推進をする方向性を決めたわけですが、やはり拙速すぎと思います。

アドバイザー予算の一つが示されましたが、今後どういった数字になっていくのかと思うと、心配ではありません。

もう一度方向性について、議論すべきと考えます。

7,000食の給食の調理は、調理時間に追われることから多分、カット野菜が主となり冷凍物が使われることになるのかなと思っております。

また保温食管で配送されますから、温かさは保たれると思いますが、例えば1時間という時間、高温で保管されますと食材が必要以上に煮えて、食味そのものが失われてしまうのではないかと思ったりもします。

初めに申し上げましたが、小回りのきく給食センターを目指すことこそ、子ども達の食育であり、そのことがよりよい人づくりに繋がること、バランスの取れた給食によって、心と体は健やかに育まれます。

その土台ができて初めてゆるぎない学力がつくものと言えます。

もう一度、申し上げます。

あの著書のあとがきにありました。

『私たちの未来を自分の愛するものの未来をどうしたら守れるのか。』

その事を申し上げて、私の質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番村岡清邦議員の質問を終わります。

これで昼食休憩に入りたいと思います。

再開は、13時ちょうどにしたいと思います。

よろしくお願い致します。

お疲れさまでした。

休憩 11時58分

再開 13時00分

議長（志村 忠昭）

そしたら、午後の一般質問に入りたいと思います。

最初に、隅岡美子議員。はい、隅岡君。

議員（隅岡 美子）

5番隅岡美子、議長のお許しを頂きましたので、これより順次一般質問をさせていただきます。

多度津町における子育て応援アプリの推進についてであります。

平成27年度から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことに伴い、保育をはじめとする様々な子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う「利用者支援事業」の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討・展開するようになりました。

昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなく、様々な形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。

東京世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めています。

多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、平成26年10月から「せたがや子育て応援アプリ」を公開しています。

核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。

そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効

であると考えて導入されました。

アプリを通じて提供されるサービスには、おむつ替え・授乳スペース、公園などの施設を検索できる「施設マップ」、子育て支援情報や申請・手続きなどの情報を閲覧できる「子育て支援ナビ」、幼稚園・保育施設を条件に合わせて検索できる「保育施設検索ナビ」、登録した子どもの生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知する「お知らせ配信機能」などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しています。利用者からは好評を得ており、アプリの公開から約1年が経過した平成27年9月末時点でのダウンロード数は8974件となっています。

今後、同様のアプリを開発する自治体が増えると、近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく応えることができるようになることが期待されます。

そこでお尋ねを致します。

多度津町においても、事例を参考に地域の特徴に合わせて柔軟に情報提供ができるツールの一つとして、アプリの開発を検討・推進頂き子育て支援事業に活かしていただければと思います。

宜しくお願ひ致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員のご質問の「多度津町における子育て応援アプリの推進について」の答弁をさせていただきます。

議員ご質問の、子育てアプリにつきましては、「せたがや子育て応援アプリ」だけでなく、県及び市単位で複数の自治体が行っている、子育て世代にとって便利なアプリであることは認識しておりますが、多度津町におきましては、平成27年度にシステム構築を行い、平成28年3月1日より、子育てに関する情報はもちろんの事、保護者の方の健康に関する情報もメールでお知らせする、多度津町メールマガジンの公式配信を開始しております。

このメール配信サービスは、あらかじめ登録していただいた方の携帯電話やパソコンに、町からの情報を電子メールでお知らせするものであり、情報につきましては、全般的なお知らせ情報、特定の病気の早期発見のための検診や、総合的な健康診断情報、予防接種情報、教室情報、保育施設など預かり情報、助成・手当情報などのカテゴリがあり、そのカテゴリの中から、希望する情報を選んで登録を行えば、各幼・小・中学校及び、福祉保健課、健康センターからの情報が、登録者の従来型の携帯電話やスマートフォン及び、パソコンに直接メールで配信されます。

議員のご質問にあるアプリになりますと、従来型の携帯電話では情報を取得することが出来ないことから、本町では総合戦略の中のK P I 目標項目にも

掲げてありますように、配信情報の更なる充実を図り、子育て支援メール配信登録者数を増やすことに取り組んでいく考えであります。

しかしながら、議員の言われるアプリにつきましても、スマートフォンが普及している中、今後、検討していかなければならないことと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁ありがとうございます。

そういうことでアプリを作るのに開発するのに多額の費用も掛かりますし、ランニングコストも掛かりますということで、そのように理解を致しておりますがしかし、今現在、3カ月経過しております状態から今、子育て支援のメール配信についての質問を致したいと思います。

今3ヶ月経過しておりますが、今現在の登録者数は、何人でしょうか。お願い致します。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

隅岡議員の再質問のメール配信の現在の状況についてですが、子育て支援の方の関係につきましては、保健センターでは先ほど、町長からの答弁にございました、カテゴリのうち、健診情報（こども・おとなの健診）予防接種、教室（こどもの教室・おとなの健康教室）相談（こどもの相談・おとなの健康相談）感染症情報（献血などの）配信をしております。

現在の配信内容としましては子育て世代には毎月行っている健診や相談、教室、広場の案内に内容を加えたものや予防接種の日程、感染症流行情報などで配信は3月3日から開始し、5月末までに27件の配信をおこなっています。

登録者数については、主なものとしては例えばこどもの健診であれば94件からスタートし、現在443件に増加しており、予防接種につきましても87件から414件の登録者数となっており、感染症情報は441件となっております。

また、子育てメール配信事業のPRとしてホームページ以外に妊娠届出時、マタニティ教室、乳幼児健診時、予防接種予診票の送付時にチラシを同封するなど、あらゆる機会をとらえてPRに努めているところです。

今後、さらに登録者からの意見も取り入れ、タイミングよく配信し、配信内容やチラシ内容も工夫していきたいと考えています。

内容的には広報やホームページと同じ内容のものもありますが、タイムリーに情報が入ってくること、また、台風などで行事等が中止になった場合には、問い合わせの必要がなく、情報が入ってくるなどのメリットがあります。

そのため、より多くの方が登録していただくことにより利便性が高くなると考えます。

今後、メール内容の工夫点と致しましては、配信のタイミングに配慮することは、勿論、簡潔で見やすい内容、ニーズに合ったお知らせを拡充していく、問合せ先に電話番号のほかに健康センターのメールアドレスをいれ、気になることはすぐメールで気軽に質問することができるなど、工夫と考えています。

以上簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁、ありがとうございました。

今、課長が言われたように登録者数の中の検診、予防接種それから、感染予防ですかね、全部5倍強、すごいたくさん利用されているなど目に見えて具体的に判りました。

これ、メール配信されて、色んな相談をする中で、電話番号も書き、メールアドレスも書き、それでやり取りをするんですけど、そこでこんなんでも悩んでよ、といった場合は、健康センターや福祉保健課の方へ出向いて頂いて、そこでまた相談したり、そこへ保健婦さんがそこへ訪問していく内容でよろしいですか。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

今のご質問で相談等とかがございましたら、電話なりメールでこちらの方から相談に応じたりとか、また、こちらの方で、行事等でメールとか電話だけで、すまない場合もたくさんございます。

そういったところで、保健センターの方では、誰でも気軽に集える場所として、母親とか保護者の方に健康センターの方へ来て頂いてコミュニケーションづくりというのを大切にしております。

スマホとか携帯だけであると、一方的な、情報のやり取りだけになって、顔が見えないということもありますので、できる限り、訪問なりこちらの方へおいで頂いて、お互いにコミュニケーションづくりの場というのを大事に考えているところです。

その場の一つとしてのびのび広場というのがありますが、これについては、人と人のつながりさらには、スタッフとしては保健師以外に助産師、保育士が本の読み聞かせであったりとか、保護者からの相談に応じて、また希望者には、体重測定とか身体計測を行ったり、ヘルスメイトによる手作りおやつ提供また、音楽講師による親子リズム遊びなどを行い、コミュニケーションづくりの場を大切にしていきたいと考えております。

以上です。

議員（隅岡 美子）

ご答弁、有難うございました。

本当に私もそのとおりだと思いました。

やはり、これは何時の時代にもありますと思いますが、今核家族が進んでい  
る中、周囲に誰も相談する人がいなくて本を買って、本の中で自分の子ども  
が、その本に書いてある状態とどうか、そういうことしか判断することがな  
いという現状もあります。

そういった保健センターの方へ是非おいで下さいというふうに呼びかける  
というのは、すごく大事でないかなと私は思いました。

メール配信の中のサービスの内容ですけど、その中の施設検索、ここの施設  
では、どういうこと、例えば、乳児の検診ですので、おむつ替えができます  
よとか、授乳スペースがありますよとかそういった内容もさらに充実して頂  
ければなど、このように思いました。

これは、要望です。

ある山形県の新庄市という所がございます。

2月9日、無料通信アプリ、これは、ラインですけどラインを利用した、子育  
てのサービスを開始をいたしました。

自治体がラインで個別に相談に乗るサービスを行うのは全国で初めてだそう  
です。

まあラインですのでやり取りは、簡単にできるし、色んなセキリティ、たく  
さんの問題はありますけど一回ホームページを開いて頂いて、また参考にな  
るところは参考にして頂いたらと思います。

なにぶん、3カ月しかまだ、経っていないので、今後も他の自治体と色んな所  
も参考にして頂きながら、しっかり多度津に住んで良かったなど、定住人口  
が増えるようにさらなる充実の期待をしたいと思います。

また、話は少し逸れますけれど、その他に子育てメール配信で色んな相談を  
すること以外に子どもの方ですけど小児救急、電話相談という、#8000とい  
うのがあります。

これはすごく有名というか全国何処でも、#8000という電話番号で繋がるとい  
うことです。これは全国统一の短縮番号であります。

中々このことを知らない子育て最中のお母さん、お父さんがいらっしゃると  
いうことをお聞き致しまして、色んな場面で私も#8000を押したら相談窓口  
に自動転送されて、小児科の小児科医、看護師に繋がってお子さんの病状と  
か、適切な判断が出来、また対処の仕方も教えて頂けますよと言ったり致し  
ます。

こういうことも配信の中に取り入れて頂いたらなどこのように思っておりま  
す。

今後さらに先程言われましたように色々なサービスの充実をして頂きまし

て、今後、さらなる内容の充実にご期待を申し上げて私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって5番隅岡美子議員の質問を終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成28年多度津町議会第2回定例会におきまして、町長及び教育長、そして関係各担当課長に対し、1. 防災フォーラムの開催と大地震対策について、2. 町内各幼稚園の時間外延長保育について、3. 1市2町（琴平、善通寺、多度津）の合同学校給食センターのPFI法方式の問題について、の3点について一般質問をいたします。

まず、初めに去る4月14日夜と16日、未明に起きた熊本地震が多数の尊い命と多数の「平凡な日常」を奪った自然災害とはいえ、気象庁も混乱する異例だらけの熊本地震に対し、亡くなられた方々に対し、お悔やみを申し上げるとともに、また、被災地、被災者の皆様の対しましては、一刻も早い生活再建と地域復興を願うものであります。

それでは、まず、最初に「防災フォーラムの開催と大地震対策について」であります。

活動期に入った地震列島日本で、去る4月14日21時26分、深さ10 km、M 6.5の熊本地震が発生し、余震を注意するように呼びかけられましたが、その2日後の16日午前1時25分に本震が来ることを誰もが予見できませんでした。立て続けに震度7の地震が起きることも予見できなかったし、合計1,500回以上もの地震が頻発することも予見できなかったわけであります。

14日の地震はマグニチュード6.5という比較的小さな地震でしたが、3成分合成で1,580ガルを記録し、その上下動は実に1,399ガルを記録し、重力加速度である980ガルを大きく超えました。

しかも地震は、中央構造線上の布田川断層帯、日南久断層帯から阿蘇地方に連動し、大分の別府万年山断層帯でも大きな地震が発生させました。

1596年に慶長、豊予地震が発生した際に、津波は10.6m以上であったと報告されています。

中央構造線は、日本最大の活断層でもあり、世界でも最大級であり、約600kmの活断層でM8.5の地震が起きると考えるべきだと地震専門学者は言っております。

中央構造線は、濃尾地震を遥かに超える巨大地震を起こす能力を秘めたA級のナンバーワンの要注意断層だと述べているわけであります。

この中央構造線は、巨大な活断層で大変な地震になる恐れがあり、活動期が近い要注意断層の筆頭であり、断層長マグネチュード8.6など中央構造線の地震を想定する際の問題点が明らかになってきました。

昔から「地震があれば直ちに火を消せ」と言われております。

2016年4月からの九州における震度7の2つの地震と今も続く多過ぎる余震は、中央構造線の西端で起きました。

中央構造線の地震は、現在、いつ起きてもおかしくない状況にあります。

今日の熊本の地震では4月14日の前震にM6.5という規模にもかかわらず、上下動で1,399ガルという構造物にとっては驚異的な値が記録されましたが、日本中に多くの強震動計が設置されるようになったのは、兵庫県南部地震後のことであり、まだ、20年程度に過ぎない状況の中での私たちは、地震が発生するたびに新しい事実には驚かされているわけであります。

このような新しい事実を「例外」として排除していった先に福島があったことを忘れるべきでないということを肝に銘じるべきであり、中央構造線上の基準値震動が過小評価されていることが何よりの証であると考えられます。

政府の地震調査研究推進本部は、想定される南海トラフの巨大地震について、M8～9クラスの巨大地震が30年以内に70%程度という極めて高い確率で発生するとの長期評価を発表しております。

そして、中央構造線は、関東から九州に至る世界最大級の活断層であり、平均変位速度は、1,000年あたり最大8m～9mとされ、活動度はもちろんA級であり、糸魚川～静岡線の中部とともに日本最大の平均変異速度をもつ、最も活発な活断層です。

また1981年（明治24年）10月28日に発生した明治以降、最大の内陸地震である濃尾地震と対比して「濃尾地震を遥かに超える巨大地震を起こす力を秘めている」とされております。

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、6つの区間が連動して活動する可能性も否定できないとして、M8.0程度、もしくは、それ以上の地震が発生すると推定されているわけでもあります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目、熊本地震の教訓から、町内で専門家を呼んでの「防災フォーラム」を早急に開催すべきと思うどうか。

2点目に町における熊本地震に対する被災者支援、被災地支援についてはどうか。

3点目に町の巨大地震の発生等大災害に対する緊急対策としての応急、救援対策、復旧、生活再建支援及び復興対策などの「地域防災計画」はどのようなものがあるのか。

4点目に原発再稼働の動きが加速していることに伴う中央構造線活動層上直近にある伊方原発の事故想定について、これは、テロやミサイルの標的となる危険性もあるわけであります。

それについては、a)大気の放射能による汚染対策、b)海洋の放射能による汚染対策、c)土壌の放射能による汚染対策、d)川、湖、池の放射能による汚染対策、e)被爆による健康被害対策。

そして5点目に避難所への物資の供給ルートの早期確保及び車中泊でのエコノミークラス症候群への対応や対策をお尋ねしたいと思います。

よろしくご答弁お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のまず1点目、熊本地震の教訓から、町内で専門家を呼んで「防災フォーラム」を早急に開催すべきと思うがどうかとのことですが、各種訓練の参観や住民を対象としたフォーラムを実施することは、防災減災について考える機会を設ける良いきっかけであり、意識啓発の重要な部分を担っていると考えております。

また、防災対策の一環として、本町の地域防災計画の防災知識等普及計画にも防災に関する教育の普及推進を図る旨記載されているところです。

講演会については、昨年度6月20日に「多度津町防災連絡協議会」と共催で多度津町民会館において、仙台市の建設新聞社編集長である小島義弘氏をお招きし、地震に備えることを主題とした講演会を実施したところであります。

東日本大震災の現状を目の当たりされた方から紡ぎだされる体験談やその教訓が、300名を超える聴衆の記憶に深く刻み込まれたことと思います。

講演会開催にあたっては、多度津町においても、講演開催の周知を行うとともに、当日会場内でハザードマップの周知啓発コーナーの設置や防災のしおりの無料配布を行う等効果的な普及啓発が実施できたと考えております。

また、地域や対象者の実情に応じたきめ細かい普及啓発に関しては、地域の団体等から研修開催の協力要請があった場合は、本町の職員が講師として研修に出向いたり、研修用資料の作成や提供を行ったりする等の対応を行い、地域の防災力向上のサポートにも努めているところであります。

今後も、地域の方々を広く対象としたフォーラム等の講演と地域の実情に合わせたきめ細やかな内容の両輪で防災意識の普及啓発に努めることは極めて重要であるため、定期的な開催の必要性は感じておりますが、香川県や国、その他、多くの団体が近隣市町においても同様のフォーラムをはじめとした意識啓発の場所を多数設けていることから、本町における実施の頻度や内容につきましては、より効果的に実施出来るよう検討が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（矢野 修司）

尾崎議員のご質問のうち2番から5番、順次お答えをして参ります。

まず2点目の町における熊本地震に対する被災者・被災地支援についての答弁をさせていただきます。

発災後4月16日～21日の6日間、総務省消防庁からの要請により延べ24名の消防職員が香川県緊急消防援助隊の構成員として被災地における行方不明者の捜索や逃げ遅れた方々の救助等、発災直後に必要とされる任務の支援にあたりました。

募金等については、町役場等への義援金箱の設置を検討しておりましたが、多度津町社会福祉協議会で義援金の受付状況や問い合わせの状況が一日のうち数件であったことから、町役場等町立施設への義援金箱の設置は行わず、今後も多度津町社会福祉協議会で一元的に受付を継続する予定としております。

支援物資につきましては、被災地において必要とされている物資のニーズ把握や輸送体制の確保を行った上で、公的機関からの要請に応じ、行う予定でございましたが、現段階では物資の直接的な供給は行っておりません。

なお、被災市町村ボランティアセンターが要請・受入承諾したボランティアへの支援として、使用する車両の高速道路や有料道路料金の一部の無料措置が受けることのできる「災害派遣等従事車両証明書」の発行は継続して行っております。

今後も、県や関係する公的機関より要請があった場合には、本町で出来る限りの支援を行って参る予定であり、最新の情報は町HPに掲載しておりますのでご覧いただきますよう、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて3点目、町の巨大地震の発生等大災害に対する緊急対策としての応急・救援対策、復旧・生活再建支援及び復興支援などの地域防災計画とはどのようなものか、また5番目の避難所への物資の供給ルートの早期確保及び車中泊でのエコノミークラス症候群への対応についてでございますが、地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、地震のように予知し得ない災害だけでなく、風水害のように予知し得る災害も含め、本町において起こりうる災害の危険を想定し、災害による被害軽減・応急対策・復旧等に関し、町及び関係機関及び町民が行うべき事務または業務の大枠について定めた、本町における災害対応の根幹となる計画であり、防災活動の総合的かつ計画的な推進を定めたものです。

尾崎議員のご質問の発災後に必要となるであろう応急救援対策や復旧・生活

再建支援・復興に関する事項及び最後に挙げられております救援物資の輸送や健康管理をはじめとした医療救護体制についても、地域防災計画の災害応急対策計画や災害復旧計画に記載されておるところでございます。

しかしながら、本計画に記載されているのはあくまでも大枠であることから、より具体的な内容につきましては、主な実施担当課を中心に検討・協議を進めていく必要があると考えております。

4番目の原発再稼働の動きが加速していることに伴う中央構造線活断層上直近にある伊方原発の事故想定についてでございますが、本町の地域防災計画において、放射能災害の予防に関しては、計画を定めているところでございます。

しかしながら、現行の災害対策基本法においては、自然災害に起因する原子力放射能災害の発生に対応する計画の策定の定めがないため、記載することが難しい状況でございます。

一方、テロ等の標的となった場合は、防災計画とは別に国民保護計画を本町においても定めており、この計画に基づき対応することとなります。

香川県におきましては、平成25年6月に香川県が「原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針」を定めており、本町もこれを踏まえた対応を取ることになりますが、放射能被害となれば、香川県に限らず、かなり広範囲での被害が想定されることから、国レベルでの被害想定やシミュレーションが必要であり、それに基づいた計画を作成するべきであると考えており、今後の動向を注視し、必要に応じ対応をしてまいる予定でございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、町内全幼稚園の時間外延長保育についてであります。

少子高齢者時代を迎え、わが町にも、その波が押し寄せてきております。子育て世代の親は、共働きをしなければやっていけない環境にあり、本来あるべき家庭での教育が十分に出来ないのが実情であります。

また、3歳から5歳までの幼児教育は、子どもの発達過程で極めて重要であると言われておりますが、子どもを持つ多数の親が早朝、居残り保育のある保育所へやむを得ず預けているのが実態であります。

現在の幼稚園は、就園時間が午前9時から午後2時までとなっております、この時間で就園できるのは、条件にかなう園児家庭のみで、午前7時から午後7時までの12時間保育をしている保育所に頼らざるを得ない状況でもあります。

したがって、現況のままで募集をしたところで人が集まらないのは、当然であります。

わが多度津町に住む子育て世代の親は、幼児教育を望んでも幼稚園に就園さ

せることはできずに相対的に幼稚園の園児数は減少し、その第1段階として、白方幼稚園が休園の状態に追い込まれていくことが多分に懸念されているような状況にあります。

これからを担う子育て世代の意見を取り入れ、時代の流れとともに将来を見据えた行政をしてほしいとの子育て世代の要望ですが、あいにく子育て世代のほとんどが保育所、幼稚園、小学校低学年の園児、学童を抱え家事、育児仕事と忙しい合間をぬっての送迎で忙しく、保護者全員が不満や要望を持っていても声をあげることができないとの訴えがあったわけであります。

そこで、町内格差のない集団保育のため、町内全幼稚園の時間外延長保育の要望として、去る2月22日に請願書として、四箇、白方、多度津、豊原各地区の町内4地区の幼稚園PTA会長より、請願要望として1. 全幼稚園の年少、年中、年長ともせめて午前7時30分より、また幼稚園教育終了後の午後2時から午後6時までの預かり保育を実施すること。

これは、夏休み等の長期休業中も含むわけであります。

2点目に子どもは、町の宝でもあり安心して子育てができる救済措置をお願いしますとの意見書が提出され、全議員が提出され全議員が紹介議員として署名、捺印をして、今年の3月議会で、全会一致で可決、採択されたわけであります。

そこでお尋ねいたします。

1点目は、この請願要望について、その後、検討されたと思いますが実現の見通しは、いつごろになるのでしょうか。

2点目は、時間外延長保育に取り組むとすれば、予算措置はどのくらいになるのか。

3点目に、他市町の状況はどのようになっているのか。

3点をお尋ね致します。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の幼稚園での預かり保育についての請願要望書の質問についてお答えします。

ご質問の第1点目ですけれども、「請願要望について、実現の見通しはいつごろか」については、今現在、預かり保育の時間については、多度津町においても、預かり保育実施要綱に基づき、目的、実施日、保育時間等を定め、実施しているところであります。

預かり保育の拡充による時間帯の延長ということですから、私立の保育所の運営、保育所・幼稚園の保護者との関係を十分に考慮する必要があります。

その前段として、園長会、保育所の管轄である福祉保健課とも協議を重ねていきます。

また、教育委員会では、もちろんのこと、保育所長会・子ども子育て会議等でも検討していきたいと考えております。

ご質問の「いつまでに実現」といった部分については、そのような先程述べた、関係機関、関係会議との協議等もあり、この場で明確にお答えすることが難しい状況ではあります。

請願書の実現し得るところからでも、早急な実施を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひし、答弁とさせていただきます。

質問の2点目「時間外延長保育に取り組むとすれば予算措置はどれくらいになるのか」についてです。

請願書では、全ての幼稚園において、預かり保育の開始を午前7時30分から、終了を午後6時00分までとするようにと、要望されております。

そこで、預かり保育前後の準備・片付け時間を加味して、午前7時00分からの幼稚園教育時間の開始となる9時00分までの2時間と、午後1時00分から6時30分まで5時間30分、1日につき計7時間30分に、預かり保育を行う臨時職員いわゆる支援員を各園に1名ずつ配置するとした条件で試算をいたしますと、およそ630万円が臨時職員賃金として必要となります。

議員ご承知のとおり、5時までの預かり保育であれば現在も行っておりますので、預かり保育の予算としては、本年度は約240万円を計上しており、請願書の内容を実現するため、時間延長のための増額予算は390万円となります。

また、施設等のハード面については、平成27年度において、全ての町立幼稚園で遊戯室空調設備工事が完了しており、夏季及び冬季休業中の冷暖房が必要な期間でも全幼稚園で預かり保育が実施できるとし、今回の試算には加えておりません。

しかし、預かり保育の延長をするにあたっては、予算措置もさることながら、施設の管理上、園舎の施錠・開錠は支援員ではなく、管理職または正規職員が行うことが望ましく、教職員の勤務時間をどうするのか、についても考慮しなければなりません。

そういった予算以外の課題についても、今後考える必要があります。

以上、答弁とさせていただきます。

ご質問の3点目「他市町の状況はどのようになっているのか」については、中讃地域の2市3町を見ても、丸亀市以外の市町では、幼稚園預かり保育が行われています。

対象を年少・年中・年長の全学年としているところが多く、年少の預かり保育を実施していないのは、多度津町のみであります。

預かり時間は、琴平、まんのう町が18時00分まで、善通寺市が18時30分ま

で、長期、休業中などの預かり開始時間は、善通寺市が一番早い7時20分、琴平町が8時20分、まんのう町が8時30分です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に琴平、善通寺、多度津の1市2町の合同学校給食センターのP F I方式の問題点についてであります。

給食センターの大型化により、P F I方式の導入で経費が削減、節減が出来るとしておりますが、P F I方式の問題点についてお尋ねいたします。

第1点目、P F I方式の規定では、民間の事業機会の創出、民間事業者の自主性や創意工夫の尊重など民間事業者への配慮が工夫されております。

また行政財産等の使用や資金調達などについて法令の特例も設けられております。

しかし、住民の安全や権利の保障など公共施設、つまり合同学校給食センターに求められる大切な要請が民間事業者の利益を追求する中で確保できるかどうか。

1点目、答弁をお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎忠義議員の善通寺市・琴平町・多度津町の1市2町の合同学校給食センターのP F I方式の問題点の1点目「住民の安全や権利の保障など公共施設に求められる大切な要請が民間事業者の利益を追求する中で確保できるのか」とのご質問にお答えいたします。

P F Iは官民の協働事業であるため、お互いに協力し合うことが何より重要であり、それが担保されるような、具体的な契約条項を含む要求水準書を作成することが必要であります。

また、事業者は自らの利益を最大にすることを目指し、管理者等は少ない税負担で良質のサービスを得ることを目指しており、限られた財源のもと、行政サービスの価値を最大化するためには、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力と、管理者等の有する公共事業に関するノウハウ等を結びつけ、その相乗効果を最大限発揮させる必要があります。

このため、官民の双方がお互いの相違点を理解した上で、積極的にコミュニケーションを図り、連携して両者の間にある障壁を乗り越え、サービスの価値の最大化を目指していくことが重要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次、2点目についてお伺いします。

公共施設であります今回の合同学校給食センターについて、主人公でありま

す児童、保護者、また住民の意思や地方議会での議論を尊重して主体性を確保することは、はたして可能なのかどうかをお伺いします。

よろしくご答弁お願いします。

教育課長（竹田 光芳）

只今の「公共施設について、主人公である住民の意思や地方議会での議論を尊重して主体性を確保することは、はたして可能なのか」とのご質問にお答えいたします。

P F I 法第8条に、特定事業の選定や、民間事業者選定の段階での客観的な評価の実施及び、情報の公表が規定されています。

事業の推進が進むなかで、P F I 導入可能性調査や、実施方針の各段階で評価を実施し、議会へ報告させていただき、議論等の趣旨を反映していくこととしております。

また、住民の皆様へ事業の進捗状況等の説明も行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、3点目についてお伺いします。

民間事業者への優遇と配慮の反面で公共施設である、この合同学校給食センター建設についての地方自治体であります1市2町、この民主的な意思決定や地方自治体による監視、あるいは、住民の参加の保障はきわめて不十分になるのではないのかという点でございます。

これについて、お答えを願います。

教育課長（竹田 光芳）

只今の「民間事業者への優遇と配慮の反面で公共施設建設についての地方自治体の民主的な意思決定や地方自治体の監視、あるいは住民の参加の保障はきわめて不十分になるのではないのか」とのご質問にお答えいたします。

性能発注によって、建築基準法等の適用される安全等の基準が変わるものではありませんし、設計・建設時のモニタリングや維持管理・運営時のモニタリングをしっかりと実施していくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

4点目に、民間企業が長期間、金融を受けて元手を回収するまで施設の管理をしていく関係で、1市2町である自治体や公的部門の単独度の負担が少ない方式として、自治体側の当初の立ち上がり資金が少なくても施設を建設することのできる仕組みではありますが、反面、結局長期的には高くつき、将来の住民が支払いのツケをまわされるのではないのか、ということについて、お尋ねをします。

よろしく申し上げます。

教育課長（竹田 光芳）

只今の「自治体や公的部門の単年度の負担が少ない方式として、自治体側の当初の立ち上がり資金が少なくても施設を建設することのできる仕組みではあるが、反面、結局、長期的には高くつき、将来の住民が支払いのツケをまわされるのではないか」とのご質問にお答えいたします。

事業の実施に当たっては、単年度の財政負担だけでなく、事業期間全体を通じたライフサイクルコストを考慮して、長期的な財政負担が抑えられるよう、十分に検討を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

5点目に、民間事業者への配慮が強調され、地方自治体である1市2町の立場は後退していながら対外的に損害をおよぼしたり、事業に支障が生じたときは、地方自治体である1市2町と住民にその損失の負担がおよぶのではないかと伺いを致します。

教育課長（竹田 光芳）

只今の「対外的に損害をおよぼしたり、事業に支障が生じたときは、地方自治体と住民にその損失の負担がおよぶのではないか」とのご質問にお答えいたします。

町に損失の負担が及ばないように、施設の設計、建設、維持管理、運営と各々の段階においてモニタリングを行う必要があります。

施設整備完了後、供用又はサービス提供の開始された段階から、事業終了までの間の、モニタリングに関連する考え方等を整理するものとして、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業においてモニタリングを検討する上での留意事項等を示した、「モニタリングに関するガイドライン」にそって実施していくこととしております。

また、事業契約における事業に係る責任とリスクの分担、その他事業契約の当事者の権利義務をできる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決める必要があります、事業者に対する関与を、必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、様々な事項等を考慮し、事業契約で合意しておくことが必要であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

以降、一括して質問させて頂きたいと思っております。

6点目、資金調達については、金利負担があるし、事業者の破綻など長期間の事業にとまなうリスクもあるのではないのか。

7点目には、PFI事業者の公募と競争の中で、公共施設、つまり合同学校給食センターの建設に関する事業は、大企業が中心となり、中小企業の事業機会が減少するのではないのか。

8点目には、市、町の担当者が不慣れな場合があり、アドバイザー任せになっているのではないのか。

9点目に、財政負担軽減を最優先とする傾向が徐々に強くなってきているのではないのか。

10点目に、要求水準書に示されている内容と債務負担行為設定額が予定価格が剥離しているケースがあるがどうか。

11点目に、モニタリングについて「認識が甘い」「事業契約を結べば終わりと考えている節がある」あるいは「施設利用者から担当部局へのクレームがなければ、十分なモニタリングが行われない傾向がある」との指摘についてはどう考えるのか。

12点目に、事業者との意思疎通について「できるだけ安い施設を求めめるのか、質の高い施設を求めめるのか、自治体側のコンセプトがはっきりしない事例が多々あることについてどうか。

13点目には、リスク分担について「不可抗力は全て発注者負担」となるのかどうか。

14点目に、事業者と地方自治体の関係について「PFIであれば全て安価に施設ができるという概念は払拭すべきである」ということについてはどうか。

15点目には、事業費の算出根拠と要求水準のミスマッチが多くみられることについてはどうか。

16点目に、民間事業者の提案のノウハウを情報公開条例に基づいて発注者が公開できるのか。また、ノウハウに対するデリケートさを発注者も理解し、対応できるのかどうか。についてお伺いします。

議長（志村 忠昭）

すべての問いに答えることが時間内にできませんので、できる範囲で回答をお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

まず6点目の「資金調達については、金利負担があるし、事業者の破たんなど長期間の事業にとまなうリスクもあるのではないか」とのご質問にお答えいたします。

P F I 事業では、設計、建設に必要な資金の一部を S P C が金融機関等から「プロジェクトファイナンス」という借入方法で調達するのが一般的です。

これにより、町は建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価として S P C に資金を支払うこととなり、P F I 手法導

入の効果の一つである財政負担の平準化効果となります。

その場合に備えて、町と金融機関はあらかじめ「直接協定」という協定を結び、SPCが破綻しないように監視し、破綻した場合でも最後までPFI事業が遂行されるように協議する仕組みを構築し、リスク回避ができることとなっております。

6点目の答弁は、以上です。

7点目の「PFI事業者の公募と競争の中で、公共施設の建設に関する事業は、大企業が中心となり、中小企業の事業機会が減少するのではないか」とのご質問にお答えいたします。

中小企業の事業機会の減少については、PFI事業の活用が推進されることにより、財政の効率性と、投資効果の高い公共施設等の建設が、真に必要な公共施設等の整備と、地域の活性化に繋がることになり、中小企業への経済効果にも表れてくるのではないかと考えられます。

また、中小企業が時間と費用をかけて、主体的にPFI事業に応募し、経験の少ない段階から、大手企業と対等に競争して言うことは難しいため、中小企業の参入を促進させるために、まずはPFI事業への参入の動機付けを行うこと、企画提案やSPCの管理に関する能力を習得させることなど、国や行政、さらには業界団体がPFIに関するセミナー等を開催し、参入への必要性や仕組みの説明、事例紹介など経験を積むまでの期間に、様々な支援を行っていくことも必要と考えられます。

質問の8点目、「市町の担当者が不慣れな場合があり、アドバイザー任せになっているのではないか」とのご質問にお答えいたします。

PFI事業の検討には金融、法務、技術等の専門知識が必要であり、外部のアドバイザーの支援を受けて進めていくこととなります。

しかし、アドバイザーまかせではなく、事業概要、基本方針の提示等、事業範囲、事業期間等の確認、VFM算定結果の確認など、行政とアドバイザーの役割分担を行っております。

また、アドバイザーから法務・財務・技術全般のアドバイスや支援を受けながら、行政においてもPFI事業を行ううえで、法令や基本方針、様々な実務的事項をチェックすることが可能な各ガイドラインを参考としながら、進めていくとしております。

質問の9点目「財政負担軽減を最優先とする傾向が徐々に強くなってきているのではないか」とのご質問にお答えいたします。

財政負担軽減を最優先ではなく、真に必要な公共施設等の整備と、財政健全化の両立を図るうえで、重要な役割を果たすと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

時間ですので、尾崎議員、すいませんが、公平を保つためにこれで質問を終わらせて頂きます。

これをもって10番尾崎忠義議員の一般質問を終わります。

次に、9番、村井勉君。

議員（村井 勉）

9番、村井勉です。

私は、多度津町の公共施設の耐震問題について一般質問します。

先ずはじめに、4月16日の熊本地震でお亡くなりになられました皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

また、被災されました皆様には、心からのお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、今回の熊本地震では、熊本県宇土市役所で鉄筋コンクリート5階建て本庁舎の4階部分が押しつぶされており、あわや崩壊という事態になりました。

宇土市によりますと、本庁舎は約50年前にたてられ、十数年前の耐震診断で「震度6や7の地震には耐えられない」との結果が出ていましたが、財政上の理由により建て替えが先延ばしされてきました。

地震の発生が未明で、職員がまだ出勤しておらず、庁舎内で負傷した方がでなかったことは不幸中の幸いですが、災害時の拠点となる重要な施設が使用できなくなる事態はあってはならないことであると思われま

す。多度津町においては、議会が行われておりますこの役場の庁舎も、宇土市役所と同様に、鉄筋コンクリート造り5階建てで、昭和45年10月に落成をしてから、今年10月で築46年と老朽化が進んでいます。

防災の拠点である町の公共施設が、地震などの大規模災害で使用できなくなるようなことがあってはいけません。

また、今後30年以内に、70%程度の確率で発生するだろうと言われている、南海トラフ巨大地震についても早急に備えていくことが必要です。

そこでお聞きします。

多度津町の公共施設の耐震診断の実施状況と進捗状況はどのようになっていますか。

2. 町民の避難訓練や職員の避難誘導等の訓練の実施状況はどうなっていますか。

3. 耐震診断で庁舎の工事が必要と判断された場合、町としてはどのように対応していく予定でしょうか。

工事の規模によっては建て替えなども検討も必要になってくると考えらえま

すが、今後の計画などがあれば教えて頂きたいと思います。

また、本庁舎以外の耐震化等の計画についてもお伺い致します。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

村井勉議員のご質問のうち、1点目についてお答えをしております。

ご質問にありました、本町公共施設の耐震診断の状況でございますが、同診断の適用対象と考えられるのは、本町所有の建築物のうち、昭和56年6月に施行された改正建築基準法、いわゆる新耐震基準に基づいた設計が行われていない建築物であると考えております。

固定資産管理台帳によると、町所有建築物全108施設のうち、昭和56年5月以前に建築されたものは35施設あり、そのうち耐震診断を行っていないものは、27施設となっております。

全施設における診断実施済みの割合は73%であります。

本町としましては、これまで不特定多数の町民が利用する施設や避難所となっている教育関係施設等、耐震診断の重要性が高いと考えられる施設から優先して診断を行ってきており、今後、未実施の施設の診断につきましても、各施設の状況を鑑みながら、検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

またその他のご質問につきましては、担当課長よりから答弁してまいります。

よろしく申し上げます。

総務課課長（矢野 修司）

ご質問の2点目、「町民の避難訓練や職員の避難誘導等の訓練の実施状況」についてお答えを致します。

町民の避難訓練については、はっきりと把握はしておりませんが、自主防災組織につきましては、毎年、年次計画と昨年度の実績報告書の提出をいただいております。最低年1回避難訓練や消火訓練、炊き出し訓練等実施する他、防災教育ビデオの視聴等を通じて防災意識の向上に努めていただいているようでございます。

職員の訓練でございますが、一昨年に避難訓練を実施しており、昨年度は、災害が発生したときの役場登庁参集訓練を行ないました。

また、BCP、いわゆる業務継続計画の策定に伴い、NPO法人防災サポートおぢやの佐藤知巳氏をお迎えし、防災講演会を開催し、防災知識の習得や業務継続計画を作成する上での参考に防災の備えに努めているところでございます。

今後は、町民や消防団、自主防災組織と連携した訓練も視野に入れた訓練を

実施してまいりたいと考えていますが、防災の専門知識を有する職員がいないことから、本格的・実践的な訓練実施は難しいと考えますが、他市町の事例を参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

続いて3点目の質問にお答えいたします。本町において、公共施設の老朽化対策は重要な政策課題として認識をいたしており、限られた財源の中、財政事情や人口動態、各施設の利用状況を踏まえまして、長期的視点にたった適正な対策を推進し、計画的に対策を進めていく必要性から、平成26年度に多度津町公共施設等総合管理計画を策定し、また、平成27年度に固定資産管理台帳を整備し、各施設の状況の把握をすすめてまいりました。

ご質問いただいた庁舎をはじめとした各施設の老朽化対策については、今後、これらをもとに、施設毎にどのような対応をとっていきべきか検討し、統廃合も含めた施設の補修、建替え等の計画を立てていきたいと考えております。

なお、教育施設につきましては、利用者の安全、安心を確保する必要性が極めて高いと考えられることから、他施設に先行して策定した耐震化事業計画に基づき、平成28年度末までに幼稚園から中学校まですべての耐震化が完了する予定となっております。

また、庁舎の耐震工事もしくは建替えには多額の費用がかかることから、平成24年度に制定した「多度津町庁舎建設基金条例」に基づき、予算の積み立てを行っておるところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

議員（村井 勉）

お尋ね致します。

56年5月以前に建築されたものは35施設あり、そのうち耐震診断を行っていないものは、27施設となっておりますが、診断されたのが8ですかね。診断をされていないのが27施設、これは、どこどこでしょうか。

総務課長（矢野 修司）

只今の耐震診断の未実施の27施設はどういった施設ですかという再質問ですが、ご案内のとおり本庁舎、福祉センターをはじめ、町の火葬場、また大半については、町営住宅というふうなことで御認識を頂いたらと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

庁舎と福祉センターは、まだ耐震診断されてないようですが、早急に診断だけでもするべきじゃないかと思うのですが、如何でしょうか。

総務課長（矢野 修司）

只今の村井議員の再質問にお答え致します。

我々自身も執行部と致しましても、ご指摘のとおり大きな災害が発生した時の災害対策を置くべき本庁舎、この本庁舎の整備に関しては、様々な施設がございますが、やはり優先的に考えるべきだというふうに思っております。

ご指摘のとおり、そのためどういった対策を取っていくか、うったてとしての耐震診断、これはどうしても必要なことございまして、今後執行部の中で検討を進めていきながら出来るだけ早急に実施できるように考えておりますので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

議員（村井 勉）

要望です。

早急に診断して頂きたいと思います。それから避難訓練ですが、町全体の避難訓練ですかね、昨年、デジタル防災無線ができましたので、それを利用した町民全体の避難訓練、是非お願いしたいと思いますが、如何でしょうかね。

総務課長（矢野 修司）

只今の村井議員のご質問、ご要望にありました、防災行政無線を活用した全町的な避難訓練ということでございますが、その必要性については当然、執行部も考えております。

ただ避難訓練全町を巻き込んだ避難訓練ということとなりますと、規模も相当になりますし、長期間にわたる準備期間、またまたその前段で専門知識というのにも必要となって参ります。

今の職員体制では、非常に難しいものがあると思いますが、できるだけ早い段階で出来るよう検討実施を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

議員（村井 勉）

これも是非検討して頂きたいと思います。

次に庁舎建て替えですけど、今基金を積んでおります。

何年を目途にお考えなのか、お聞かせ頂きたいと思います。

総務課長（矢野 修司）

只今のご質問でございます。

ご案内のとおり平成24年度に基金条例を制定いたしまして、以降毎年の2,000万円ずつの積立を行っております。

只今のご質問は、何年を目途にということでございますが、具体的な年度というものを公的には、検討してまたその年度を発表するには至っていないというところでございますが、当然のことながら、これも早い段階で非常に重要な問題でございますので、年度を確定することでその基金の積立額の変更も合わせて検討をして参らなければいけないというふうに考えております。

ご理解頂けますようお願い申し上げます。

議員（村井 勉）

地震もこの最近を見てもみますと、何時来るような判らない状態でございます。

なるべく早急に建設して頂きたいと思います。

要望です。有難うございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって9番、村井勉議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

どうも有難うございました。

散会 午後2時22分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 6 月 10 日  
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記